

## 平成 27 年第 2 回設楽町議会定例会（第 1 日）会議録

平成 27 年 6 月 9 日午前 9 時 00 分、第 2 回設楽町議会定例会（第 1 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 今泉吉人	2 河野 清	3 金田敏行
4 夏目忠昭	5 金田文子	6 高森陽一郎
7 熊谷 勝	8 伊藤 武	9 山口伸彦
10 田中邦利	11 松下好延	12 土屋 浩

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田和久	出納室長	鈴木正吾
企画ダム対策課長	鈴木伸勝	津具総合支所長	佐々木一夫
生活課長	氏原哲哉	産業課長	澤田周蔵
保健福祉センター所長	滝本光男	建設課長	原田直幸
町民課長	佐々木輝	財政課長	大須賀宏明
教育課長	原田利一		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 鈴木浩典

5 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1 夏目忠昭議員

(1) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）の利用方法と町の考えについて

2 金田敏行議員

(1) 「少子化による小中学校の学級編成と学校の適正規模」について  
(2) 「空き家対策特別措置法」の町の考えについて

3 田中邦利議員

- (1) 国保料の負担軽減について
- (2) 国保都道府県単位化について
- (3) 食事サービスの助成制度について
- 4 今泉吉人議員
  - (1) シルバー人材センター会員の予算並びに仕事の斡旋について
  - (2) 一人暮らし高齢者に対する処遇について
- 5 高森陽一郎議員
  - (1) 小型木質バイオマスガス化発電プロジェクトについて
- 6 金田文子議員
  - (1) 子育て支援の更なる充実について
  - (2) 空き家の管理対策について
  - (3) 生活排水対策について
  - (4) 介護予防の更なる強化について
- 7 河野清議員
  - (1) 津具診療所医師常勤化について
  - (2) 設楽ダム建設に関し、新たに浮上した地質・地盤問題について
- 日程第 6 報告第 3 号  
平成 26 年度設楽町一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 4 号  
平成 26 年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 8 報告第 5 号  
平成 26 年度設楽町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 9 報告第 6 号  
平成 26 年度設楽町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 10 報告第 7 号  
平成 26 年度設楽町後期高齢者医療保健特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 11 報告第 8 号  
平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 12 議案第 52 号  
工事請負契約の締結について
- 日程第 13 議案第 53 号  
平成 27 年度設楽町一般会計補正予算（第 2 号）

- 日程第 14 議案第 54 号  
平成 27 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 55 号  
平成 27 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 56 号  
平成 27 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 57 号  
平成 27 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 58 号  
平成 27 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 59 号  
平成 27 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 60 号  
設楽町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 21 発議第 1 号  
特別委員会の設置について

## 会 議 録

開会 午前 9 時 00 分

議長 皆さんおはようございます。この地方も梅雨入りをしたようで、そのせいか若干肌寒い日がありますが、皆さん、健康には十分留意をされて、この 6 月議会に臨んでいただきたいと思います。ただいまの出席議員は、12 名全員です。定足数に達していますので、平成 27 年第 2 回設楽町議会定例会（第 1 日）を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告を願います。

8 伊藤 おはようございます。平成 27 年第 2 回定例会第 1 日の運営について、6 月 4 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第 1、日程第 2 は、従来どおりです。日程第 3 「諸般の報告」は、議長より例月出納検査結果、請願・陳情の取り扱いについての報告があります。日程第 4 「行政報告」は、町長より報告があります。日程第 5 「一般質問」は、7 名の質問があり、受付順で質問時間は答弁を含めて 50 分です。日程第 6 「報告第 3 号」から順次 1 件ごとに上程しますが、日程第 6 「報告第 3 号」から日程第 11 「報告第 8 号」まで、日程第 13 「議案第 53 号」から日程第 19 「議案第 59 号」は一括上程です。以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めて

まいりますのでよろしくお願いをいたします。

---

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を、行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番金田敏行君、4番夏目忠昭君を指名します。よろしくお願いをします。

---

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの14日間としたいと思いますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。会期は本日から6月22日までの14日間と決定しました。

---

議長 日程第3「諸般の報告」を、行います。

議長として、例月出納検査結果及び請願・陳情の取り扱いについて報告をします。

始めに、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査結果について、平成27年の4月執行分の結果報告が出ております。事務局で保管しておりますので、必要な方は閲覧をお願いします。

次に請願書及び陳情書の取り扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配付してありますとおり、請願1件、陳情2件を受理しております。議会運営委員会にお諮りをした結果、請願第1号「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を政府に求める意見書提出を求める請願」、陳情第5号「新城・北設楽の建設業者である東愛知建設業協会員の入札参加についての陳情書」、陳情第6号「憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情書」は、総務建設委員会付託とします。

---

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 おはようございます。いよいよ6月に入り、東海地方は昨年よりも遅くはなりましたけれども、昨日、平年並みに梅雨入りに入った模様であります。梅雨期は曇りや雨の日が多くなりまして、住民の日常生活等にもさま

ざまな影響を与え、とりわけ台風ですとか梅雨末期の集中豪雨等による災害が大変危惧されますので、今後、的確な対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

さて昨年12月の衆議院議員総選挙に始まり、5か月間で4つの選挙を終え、設楽町議会も5月1日から新たな議会構成でスタートがされました。本日最初の6月議会定例会の開催にあたりまして、議員の皆様方全員の方々に御参集をいただきまして、誠にありがとうございました。今までと同様に緊張感を持って議会審議に臨んでまいりたいと思っております。

それでは行政報告をさせていただきます。まず第1点目であります、国道473号の岩古谷トンネルを含む設楽バイパスの開通についてであります。6月6日、土曜日の午前10時30分から大村愛知県知事、八鍬中部地方整備局長、鈴木克昌また今枝宗一郎両衆議院議員、そして町議会議員をはじめ約150名の御来賓など多くの皆さん方に御出席をいただきまして、盛大に開通記念式典を挙行できましたことに心より感謝いたします。また、同日、午後3時から全面通行ができるようになりまして、神田田口間は1.6km短縮がされ、所要時間は10分から5分へと半減がされました。このバイパスの開通により、地域の状況が画期的に変わりますので、町といたしましても、地域活性化の起爆剤として、また日常生活の利便性向上につながるものと期待をしております。

次に名倉保育園建設工事についてであります。5月1日の議会臨時会で、工事請負契約の締結をお認めいただきました。名倉保育園建設工事は、5月21日に安全祈願祭が施工者、町、また議会そして地元関係者の列席のもと、現地で執り行われました。現在、現地測量や丁張、試掘等の作業を順次進めておりまして、今後は地質確認を経て、掘削工程に着手いたしますので、周辺環境や安全管理に十分配慮しつつ、竣工にむけて計画的に取り組んでまいります。

次に、町営杉平向住宅建設工事の進捗状況についてであります。現在、杉平向地内での施工中の町営杉平向住宅建設工事は、平成26年度から27年度にかけての2か年の継続工事であります。進捗状況につきましては、平成26年度に土工事、また基礎工事及び大断面の集成材の製作を完了いたしました。本年度に入り、5月末現在でB棟の建て方が完了し、A棟は建て方を現在施工中でありまして、工事全体に対する進捗率は36%となっております。今後、竣工にむけて順調に工事が進められている状況でございます。

次に旧八橋小学校跡地の公共補償についてであります。現在、設楽ダム水没予定地内の町有地の公共補償に関して手続きを進めているところであ

ります。対象となる町有地は、旧八橋小学校跡地でありまして、これは金銭補償によるものでなく、今後、町として有益かつ多目的に活用できる土地を確保すべく田口字細田地内の農地、山田屋呉服店さんの裏側、ちょうど庁舎の隣になりますが、ここの約 4300 m<sup>2</sup>を選定いたしまして、町と国土交通省そして土地所有者との間で、三者契約を結ぶ考え方で交渉を進めてまいりました。今回、土地所有者 8 名の方から、内諾を得ることができまして、三者契約にむけて、事務を進める見通しとなりましたので、今回報告をさせていただいたしだいでありまして、なお、この事案は地方自治法による財産の取得処分、議会議決の要件の基準以下であります、重要案件でありますので、今後、節目ごとに報告をさせていただきます。

最後に新たなまちづくり計画への取り組みについて報告をします。5月29日の議会全員協議会において、新しい設楽町のまちづくり計画の根幹となる、まち・ひと・しごと創生総合戦略、そして総合計画さらに設楽ダム周辺整備計画の3つの計画づくりの概要を説明させていただきました。今後、住民の皆さん方をはじめ、多くの方々からの御意見等をいただきながら策定作業を進めてまいりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

本日は継続費及び繰越明許費に係る報告6件、工事請負契約の締結1件、一般会計、特別会計の補正予算7件、過疎地域自立促進計画の変更1件を上程させていただきました。慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。また、7名の議員の方から、一般質問が通告されていますので、今まで同様に真摯に答弁をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

議長 「行政報告」は終わりました。

---

議長 日程第5「一般質問」を行います。質問は、受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内といたします。5分前に予鈴がなりますので、5分経ったら、皆さん速やかに終わるように御協力をお願いいたします。それでははじめに、4番夏目忠昭君の質問を許します。

4 夏目 それでは議長のお許しをいただきましたので、本壇から第1回目の質問をさせていただきます。私のほうからは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法の利用方法と町民周知についてお伺いいたします。

国は、平成25年5月に行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法を成立させました。この法律は、国民一人ひとりに対し付番された個人番号を活用するとともに、そ

これらの保護を図るために制定されました。地方自治体や国では、住民や国民の様々な個人情報を保有し管理してきましたが、複数の部署、手続き、事務をまたいで、情報の対象者を特定する仕組みがこれまでなかったため、情報の管理や検索、授受等に非効率が生じていました。これらのことから、マイナンバー法に基づいて個人番号を導入することにより、複数の情報をつなげることで、国民の利便性の向上および行政事務の効率化を図ることができるようになります。なお、個人番号は原則として、社会保障・税・災害対策の3分野において利用されることとなっています。そこで、この法律の町民周知のため、次のことについて質問いたします。

1つ、マイナンバー法のメリット、その中の1国民の利便性の向上、2行政の効率化、3公平・公正な社会の実現、この3分野ごとにお伺いいたします。その2、平成27年10月からの制度実施の流れについて、10月からは個人番号の通知がされますが、これからの制度の流れについてお伺いいたします。3番、情報セキュリティを高めるため、安心、安全な仕組み内容について、お伺いいたします。その4、民間事業者のマイナンバーの取り扱いについてお伺いいたします。5外国人の方のマイナンバーの取り扱いについてお伺いいたします。6地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用できるとありますが、設楽町の現時点での法律以外の当町の利用の仕方の考え方を伺いいたします。その7、町民への周知の方法、時期、回数等をお伺いいたします。これにおいて、本壇における第1回目の質問を終わります。

総務課長 それでは、夏目議員のマイナンバー法に係る7点の質問について回答させていただきますが、まず、前段としまして、マイナンバー制度の目的及び基本的な事項について説明いたします。従来、個人を識別する統一した番号は存在せず、行政、民間の各機関が保有する国民の情報はそれぞれの保有期間が別個に管理してきました。その結果、例えば年金における基礎年金番号、医療保険における被保険者証番号のように、個人の情報を特定する番号は、制度、組織ごとに多数存在しています。そこで、マイナンバー制度を導入することで、国や地方公共団体等、複数の機関に存在する個人の情報が、「同一人の情報」であることの確認が可能となり、社会保障・税制度の効率性、透明性を高め、行政を効率化し、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現する社会インフラの構築になるものがあります。基本的な事項を申し上げますと、国民一人ひとり異なる12桁の個人番号のことでありまして、住民票を有するすべての方に番号を付与します。また、法人には1法人1つの13桁の法人番号が指定されます。社会保障、税、災害対策の3分野で効率的に情報を管理し、法律や地方公共団

体の条例で定められた行政手続しか使用できません。3点目としまして、個人の情報を保有、活用する複数の行政機関の間での情報連携を可能とするものです。マイナンバーを使うことで、行政手続における本人確認や資格審査等を効率的に行う仕組みであります。この番号は、一生使うものでありまして、番号が漏えいし、不正に使われるおそれが発生した場合を除き、生涯変更されることはありません。なお、この番号法の法律の施行日は、平成27年10月5日であります。

それでは、第1点目の質問のメリットについてであります。これはどうしてマイナンバーが必要なのか、制度導入の目的、期待される効果の面から議員が申されるとおり大きく3点のメリットが示されています。1点目の国民の利便性の向上につきましては、年金や福祉等の申請時における添付書類の削減等、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関にある自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせをスムーズに受け取ることができるようになります。2点目の行政の効率化ですが、国の行政機関や地方公共団体等で、様々な情報の照合、転記、入力等に要している時間や労力が大幅に軽減されます。また、複数の業務間での連携が進むことにより、作業の重複等の無駄が削減されるようになります。最後に公平・公正な社会の実現につきましては、マイナンバーの活用により所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや不正な給付受給を防止するとともに、本当に困っている方へのきめ細かな支援を行えるようになります。少し具体的な一例を申し上げますと、例えば会社を退職した場合、健康保険の被保険者資格喪失証明書を会社からもらって、添付しないと国民健康保険には加入できませんでしたが、加入手続きの際にマイナンバーを記載することで、担当者が加入者に代わってマイナンバーによる資格照会でもって確認でき、わざわざ証明書を添付しなくても加入することができます。また、会社を退職された方が厚生年金受給年齢になりまして、裁定請求手続きを行おうとした場合、従来は住民票や所得証明書の添付を要しましたが、今後は裁定請求書にマイナンバーを記載することで添付書類の省略が図られ、行政手続が簡素化されます。以上この3点がこの制度導入における期待される効果であり、メリットと考えています。

2問目の導入後の制度実施の流れについてですが、国民自身が自らのマイナンバーをどのように知るのかから始まりまして、制度上の事務手続き、制度の施行時期等を中心に主なスケジュールをお答えします。先に説明したとおり、この番号法の施行期日は、本年10月5日でありまして、10月以降、全国一斉に住民票を有するすべての人に対し、1人一つの12桁の個人

番号を記載した通知カード及び個人番号カード交付申請書、それと説明書を住民票の住所あてに簡易書留で送付されます。そして、通知カードを受領後ですが、個人番号カードの交付を希望される方は、申請書に署名、捺印、写真を貼付して郵送で申請できます。また、スマートフォンで写真を撮影し、オンラインで申請することも可能であります。しかしながら、カードの交付時期は翌28年1月以降でありますので、交付手続きは行いますが、1月まで待つていただくこととなります。そこで懸案事項として考えられていることがありまして、それは例えば住民票のある住所地へ通知カードを送付しますので、住民票と異なる場所に住んでいる場合は、手元に届かない可能性があり、転送先が届けられていない場合は、町へ返送されることとなります。町としましては、通知カードを一斉に出しますが、そのような場合において、返送されたものについては、リストを作成するとともに町のほうで一旦保管をいたします。28年1月には、申請者に対し個人番号カードの交付が始まります。設楽町の具体的な交付方法としましては、通知カード、交付通知書、運転免許証等、本人確認ができるものを持って、一度来庁していただく交付時来庁方式をとりたいと考えています。また、一方では、税の手続きや年金、医療保険、雇用保険等の社会保障の行政手続きでマイナンバーの利用が開始されます。なお、今までも住民基本台帳カードはありましたが、個人番号カードの交付を希望する場合は、重複所持はできませんので、その場合は住基カードを返還し、個人番号カードの交付を受けることとなりますが、個人番号カードを申請しない場合でも、従来の住基カードは有効期限までは利用できます。次に、29年1月には、実際に個人番号カードに記載されたマイナンバーが国の機関の間、例えば年金に関する相談・照会事務や確定申告書への記載などの事務に使えるようになり、県や市町村で行う事務については、平成29年7月から地方公共団体等も含めた情報連携が開始されます。また、平成29年1月からは、自宅のパソコンでマイナンバーを含む自分の個人情報の内容や、個人情報がどのようにやりとりされているかの記録を確認できる仕組みとしまして、マイナポータルの運用が開始される予定であります。

3点目の情報セキュリティを高める安心・安全な仕組み内容であります。マイナンバーは、今までのどの番号とも異なり、社会保障、税、災害対策の手続きのためだけに使用が認められており、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者等の行政機関等に提供するもので、むやみにマイナンバーを他人に提供することはできません。また、他人のマイナンバーを不正に入手したり、マイナンバーを取扱う者がマイナンバーや個人情報ファイルを他人に不当に提供すれば、処罰の対象となります。

例えば、不正な利益を得る目的で、個人番号を他人に提供したり盗用した場合は、3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金で、従来の住民基本台帳法と比較しますと、いずれも1.5倍の厳しい罰則となっています。このように厳重な管理のもと、安心・安全に制度を利用するため、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護する措置を講じています。制度面における具体的な保護措置ではありますが、番号法に規定があるものを除き、マイナンバーを含む個人情報の収集・保管や、ファイルを作成することを禁止しています。2点目は、制度導入にあたり、特定個人情報ファイルを保有しようとする場合は、あらかじめ特定個人情報保護評価書の作成が義務付けられていまして、設楽町としましては、本年5月19日に、この評価書の公表を行い、特定個人情報を保護評価委員会のほうにこの評価書のほうを提出しています。3点目としまして、特定個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に保管されているか監視・監督を行います。法律に違反した場合は、先ほど申しましたように、罰則が非常に厳しく設けられています。次に、情報のシステム面の保護措置ではありますが、個人情報を一元管理するわけではなく、従来どおり年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように、分散して管理し、芋づる式の情報漏えいを防止します。一元管理でなく分散管理という形態をとるものであります。2点目は、行政機関の間で情報のやり取りをする時も、マイナンバーを直接使わないようにし符号を用いた情報連携を図るもので、通信の暗号化で対応をしております。アクセス制御により、システムにアクセスできる人は制限・管理されます。先ほど言いましたマイナポータルによる情報提供等の記録の確認が行えるということです。

4点目の民間事業者のマイナンバーの扱いについてであります。民間企業は、従業員の健康保険や厚生年金、雇用保険の加入手続きを行ったり、給料から源泉徴収して税金を納めたりしています。また、証券会社や保険会社等の金融機関でも、配当金や保険金等の処理を行っておりますので、28年1月以降は、これらの手続きを行うためにマイナンバーの記載が必要となります。また、企業や団体に勤める方や金融機関と取引のある人は、勤務先や金融機関に本人や家族のマイナンバーを提示する必要が将来生じてまいります。このように、民間事業所においてもマイナンバーを使いますので、マイナンバーの利用・提供・保管制限や特定個人情報の適切な安全管理措置を講じるため、民間企業も組織としての対応が求められます。

5点目の外国人に関する取扱いですが、先に申しましたように住民票のあるすべての人への付番であることから、中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方でもマイナンバー制度の対象であります。

6 問目の条例で定める事務の利用に関する町の考え方ではありますが、番号法に基づく事務は、3種類ありまして、まず1点目は、法律の第9条第1項の規定により別表第1にて利用範囲が定められた98の法定事務と、別表第2に規定される国、他の地方公共団体との間で照会、提供で連携できる事務、また第9条第2項に基づいて、自治体の条例で個人番号を利用可能とする自治体の独自利用事務があります。議員がご質問の事務については、3点目の町独自の利用事務を指しているものと思いますが、町としましては、法律が施行され、通知カードの送付、個人番号カードの適切な交付、さらにはマイナンバー制度の導入効果が的確に講じられるよう、法律に基づく事務を円滑かつ確実に執行するとともに、個人情報情報を安全に管理することが、まずもって地方公共団体として果たすべき重要な責務と考え、運用してまいりますので、現時点において町独自利用の事務を条例で規定することは考えていません。また、特定の事務を専任で担当するような人員配置ができる大きな自治体は別としても、本町のようにすべて兼務で担当している組織体制の現状や、対象者数が極めて少ない事務など、何でもかんでも欲張るのでなく、今やるべきことを確実に執行できる体制づくりこそが最も重要であります。

最後に、町民への周知についてであります。具体的な取り組みを説明しますと、まず、本年5月1日には町ホームページにマイナンバー制度の概要を掲載しました。今後は、一般町民向けの周知としまして、5月中旬、次回の区長便ですが、本年5月に発行されたマイナンバー制度に係る政府広報を回覧で送付するとともに、7月初旬の区長便で、やさしく分かり易いリーフレットを全戸に配布します。さらに、制度施行の10月の通知カードを送付される直前におきまして、8月中旬発行の町広報紙において通知カード、個人番号カードの申請・交付等についてわかりやすく説明する記事を掲載します。また、個人番号カードの交付促進を図るため、町職員においては、課長会議を通しまして説明した上、所属ごとに申請書の作成をまとめ、総務課で一括して申請したり、10月以降の制度施行後においても、例えば28年4月の区長会などや毎月発行される広報誌を活用して積極的な周知に努めてまいります。以上、長々と申しましたが、7点の質問についてお答えします。

- 4 夏目 ありがとうございます。最初に、住基カードについて、要するに符合する場合、これを有効期限まで利用できる、これは法律に書いてあるとおりですけれども、要するに、私がこれを質問した趣旨は、マイナンバーをいかに町民の方々に知っていただいて、そしてその番号の取り扱いについて慎重を期してもらいたい。個人、個人に、というようなことも意味

合いがございまして、こういう質問をさせてもらいましたので、あえて承知の上お伺いしますけれども、住基カードの有効期限はいつまででしょうか。これが1点。

それからセキュリティの件ですけれども、3番目の。情報セキュリティについてはいろいろ先ほど申されましたが、数日前の新聞に日本年金機構、これが、ウイルスメールによって、情報の流出がされたということもございまして、この不正アクセスと、それからハッキングですね、この問題については、先ほど言いましたように、行政間の個々の情報の交換については、直接マイナンバーを利用せずに暗号化、符号化によってなされるわけですが、ただ外からのほうの、新聞等を見ますと、年金機構のほうでは、研修会資料の公開というような、誰でも見やすいような題名で、まずメールを送り、そしてそのところで職員が簡単に手をつけてしまったために情報が流出されたというようなことも新聞報道に書いてございまして、それがございまして、その中でまず一番大事なものは、職員のパソコンについて、まず自分のパソコンそのものについて、暗証番号やなんかを全然設定されてなかったというようなことも書いてございまして、そういうような、職員に対してのウイルスメール、要するに偽メールに対しての注意喚起の研修だとか、そういうようなものについてはいかなることを考えているでしょうか。この2点をまずお伺いします。

総務課長 住基カードの有効期限、ちょっとはつきり覚えてないですが、5年か10年だったと思いますが、そのへんは後でお答えしますが、一応、この制度が始まって住基カードを持っている方は、そのまま、随時有効期限が皆さん違いますので、有効期限までは住基カードをそのまま使えるということなんです。

あと情報の関係ですけど、一番確かに心配される点だと思います。先ほど制度面とシステム面で説明しましたが、これは全国的なこのマイナンバーに関する取り組みでありますので、どの自治体においても同じことだと思いますけど、たぶん議員の聞きたいのは、設楽町ではどうするのだということ思うのですが、具体的には先ほど言いましたように、限られた分野の事務だけしか取扱ができませんので、それ以外の事務については、今のところ条例で定める予定がないということですが、この個人情報保護という面において、個人情報保護条例がありますので、まずその部分で、このマイナンバーの関係する規定を、追加して、条例改正を9月の議会で行います。10月施行ですので、その前に条例改正を行います。それから具体的な面をたぶんお伺いしていると思うのですが、職員研修は当然のことだと思っています。今まで、職員研修として、全職員を対象に1度

マイナンバーについての研修を行っています。しかしながら、これからは特定の事務を特定の職員が担当してまいりますので、さらなるもっと厳格な取り扱いを、それぞれの職員が自覚して、この制度を運用していく使命感と責任感を持って担当していかないといけないということがありますので、そのような機会についても今後検討してまいりたいと思っています。

それから、情報の漏洩について危惧されるというのは、私も素人ながら感じたわけですが、今回の、マイナンバーの取り扱いの基本的な仕組みを申しますと、設楽町の中においては、国民健康保険のシステムだったり、年金のシステム、それから介護保険のシステム、いろいろな複数のシステムを町独自で持っています。この情報を、他の地方公共団体との間で、連携してこそ、この事務の効率化であり、メリットがはっきり出てくるわけですが、そのことを具体的に申しますと、それぞれのシステムを、統合宛名システムという形で束ねるわけですね。束ねて、それは役場の中のシステムの中でありまして、インターネット環境の中で管理されているものではありません。したがって、非常に閉鎖的なシステムであります。で、一番心配されるのは、その間ではマイナンバーを用いてまいりますが、それが表に出るときに個人情報漏洩するということは心配されますので、マイナンバーの運用の考え方としては、統合宛名システムで束ねた情報を統合宛名番号、マイナンバーから番号に切り替えてですね、そこから今度外に出ていくわけです。外に出ていくときには、全国で2カ所、自治体中間サーバーというものを、設けていますので、そちらのほうにつないでいくわけです。それでそこから今度、例えば年金事務所とか、例えば近隣の町村の豊川市だとか、豊橋市のほうから転入した人の所得情報がほしい場合に、その中間サーバーからその情報を照会かけてみます。その時には統合宛名番号ではなくて、また違った符号に、番号化で切り替えて、出ていきますので、マイナンバー自体は今申しましたように、町の中から出ていくことはございません。そういう面で、安心かと言われるとあれですけど、とにかく一番大事なのはシステムの中で行っていくわけですが、これを取り扱うのは人間でありますし、職員でありますので、全国の自治体の職員、それから民間事業者で取り扱う人、それぞれが高いモラルを持っていかないと、不正にアクセスしたり、そういうことがされて情報が漏れないように、当然のことながら高いモラルで取り扱う必要があると考えています。そういうことも含めて今後、具体的に、今後個々の事務の取り扱い等がはっきりしてきた段階で研修等のことも考えていきたいと考えています。以上です。

4 夏目 ご丁寧ありがとうございます。要するに新聞等を見ますと、ウ

ウイルス対策やハッキング対策については、縷々、方法等を考えておられるようですけれども、その中でも、先ほど課長が言われてみたいに、特殊な事務の特殊な職員が、限定されて利用するということですが、その場合に、いつも情報流出が発生する場合には、ヒューマンエラーがほとんどだと思いますね。そのヒューマンエラーを防ぐためには、職員研修をしっかりともらって、それを実際に、厳格に実行するということが必要ですけど、ただ、見てみますと、専用化されたパソコンを、ヒューマンエラーにおいて、通常の業務に使った場合に、ほかの所からウイルスが入ってきたり、ハッキングされるというような、こういう方法で、国の年金機構のほうもされているようですので、そこを防ぐためには、その専用のパソコンか、要するに特殊な事務については、その特殊なパソコンしか使用しないというような厳格な運用とそれからそれを徹底する職員の研修、実行力、それからもし担当が変わった場合には引き継ぎや何かが必要かと思えますけれども、このパソコンの専用化については、いかなるようになっているのか。そのへんをお伺いします。

総務課長 先ほど申しましたように、うちの職員はそれぞれの複数の事務を兼務で担当していますので、このマイナンバーに関する事務も兼務で担当しています。先ほど制度的なことだけを申しましたけど、物理的なこともやはり考える必要があるだろうと思ってまして、それはどういうことかと申しますと、例えば、個人情報ファイル、そのマイナンバーの事務、その事務の関係した、例えば生活保護者名簿とか、そういうのがひとつの個人情報ファイルでありますので、そういう事務を、例えばほかの業務で、マイナンバーとは関係のない、ほかの業務でそのファイルを、自分のパソコンの中で運用していこうとすると、不正な取り扱いにつながってくることはありますので、たとえば物理的なことと申しますと、担当に聞いたところ、USBメモリーでその個人情報ファイルを保存して、そのメモリーの情報を今度自分のパソコンに移したときに漏れるということが想定されるということです。USBメモリーを差し込む口を遮断するという方法をとっていかないと完全なものにはならないと担当が申しましたので、そういうことがあって、それで防げるのであれば、特定の職員が特定の事務を担当しますので、その事務のパソコンについては、そういう措置をとることも必要かなと、今感じています。まだそのことをやる、やらないということを、それぞれの職員に説明はしていませんが、そのくらいまでやって、厳重に管理していかないといけないという認識は持っています。

4 夏目 要するに、これから施行されることですので、あまり先々を心配してもいけませんけれども、ただ個人の情報が世の中に出るということは、今

現在実際に日本年金機構で、情報が流出されて、オレオレ詐欺まがいの電話がかなり全国で、相当件数が上がっているということもございますので、その防止については、これから先、十分にほかの自治体の先進事例を見ながら、それを実行していただきたいと、こんなふうに思っております。

それから6番目の設楽町の現時点では、独自の事務の利用については考えていないという、先ほどのお答えですが、ただ報じられた中でみてみますと、図書館の利用だとか、関連する事務についての、類似する事務については、町村の条例で定めることによって利用することはできる。すなわち、図書館の利用だとか公の施設の利用については、これを利用することはできるわけですが、これを先走ってやるということについては先ほど言いましたように、情報の漏洩等のことも考えて、また小さな自治体の財政も考えて、少しこれは無理かと思えますけれども、将来的には、せつかくこういうようなマイナンバー法を導入した場合には、自治体の行政の効率化と、そして個々の住民の利便性の向上、これが最大の目的ですので、このへんのところは29年1月くらいからマイナポータルなんかをやって、利用なんかを、チェックは個々の住民、国民ができますが、それまでくらいには、各自治体の動向等を見ながら、先ほど言った観点で、行政の事務の効率化だとか、それから住民の皆さん方の利便性を考慮して、設楽町独自の利用方法なんかも、他の自治体との協議をしながら、考えてほしいと思えますが、そのへんの、現時点の関係では、これは無理かと私は思っていますが、そのへんの先見性というか、先の見方についてお伺いします。

総務課長 先ほど言いましたように、まず法律の施行を、きちっと自治体の責務として行っていくということではありますが、この法律自体が、確か25年に法律ができてですね、まだ施行する前に、何回も何回も改正されて、それで今の現在の国会においても、また新たな事務を追加しようとしていますので、そのような法律を施行する流れの中で、今後ともいろいろな事務が出てくると思いますが、先ほど申しましたように、まず今の事務をきちっと適応してくということでもあります。ただ市町村とか設楽町の独自の手当とか、そういうものについては、当然ながら条例で定めないとできませんので、その中で、住民の利便性が図られるだろうと、明らかに考えられるものについては、随時、その点については考えていきたいと思えます。一方では、実際に運用していくこの制度の状況を検証しながら、追加できる事務があれば、その事務については随時考えていくということは将来的にはあると思えますが、現時点においてはそこまで踏み込んで、まだ考えていませんので、あのような答弁になりました。以上です。

4 夏目 かわりまして、町民への周知ですが、先ほど5月1日からホームペー

ジ掲載、そして7月にはリーフレット全戸に配布、そしてカード直前に広報誌でピーアールすると、こういうお答えでしたし、区長会のほうにも説明があるというような答弁でございましたが、ただこれについては、もう関心があろうがなかろうが、制度として、要するに全住民が利用する、また利用されるという制度でございますので、区長さんや何かをとおしまして、きめ細かく住民の皆さん方に、その制度の概要、大雑把なところ、せめて社会保障や税、それから災害対策、この3つの分野において、国民健康保険なり、介護保険なり、そういうような個々の事務において、羅列しながら利用されますよということについての周知徹底を、ぜひ図っていただきたいと思っています。そして最後に、職員の研修、要するにこれはもう特定の事務を特定の職員がやるわけですが、職員については人事異動がございますので、全職員に対してこの研修を徹底しないと、ヒューマンエラーが発生するおそれがありますので、この職員の研修については、もう少し密度を持ってやっていただきたいと思っていますが、そのへんをお伺いして最後の質問とします。

総務課長 1度しかまだ実施していません。これから直接取り扱う職員との打合せ、協議等は当然やっていくわけですが、今言われましたように、来年4月には、また人事異動がありますので、そちらのほうに異動する職員も当然町の職員として高い責任感を、使命感を持って担当しているわけですので、今後、機会を設けて、今一度、この概要を全職員が理解できるような研修について考えて行きたいと思っています。

4 夏目 ありがとうございます。力強く、職員研修だったり、また住民の皆さん方への周知徹底を行ってもらうことをお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長 これで、夏目忠昭君の質問を終わります。

---

議長 次に3番金田敏行君の質問を許します。

3 金田 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、大きく2点ほど質問させていただきます。最初に、少子化による小中学校の学級編成と、学校の適正規模について、設楽町の考え方や今後の施策そして過去の答弁に対してその後の経過等をお聞きします。設楽町のみならず、全国的に少子化による学校問題があがってから数十年という長い年月が経とうとしております。少子化により、複式学級問題や、学校そのものの統廃合問題などと大変厳しく重くそして難題であり、どの問題も容易に解決できるものはありませんが、誰かがいつかは判断し決断を出さなければならない

大問題でもあると思います。北設楽郡内においても、隣接市町村で、ここ数年来に小中学校生の少子化が急速に進み、東栄町、豊根村、旧稲武町でも1中1小となりました。また新城市でも、作手地区や山吉田地区そして海老連谷地区においても残念ながら統廃合問題が進みつつあるのが現状であります。設楽町においても、本年度の津具小学校の新入児童は3名となり、今後の入学児童数いかにでは、複式学級も予想され重大な検討課題になっていて、保護者の方々から将来の学校教育に不安な思いを数多く聞くようになりました。一方、名倉小学校でも、数年後には1学年1名という年代もあると聞きます。学校問題は、大変難しく短時間では到底解決できないことは関係機関各位の経過より明らかであります。過去の例をとってみても、清嶺地区の3小学校統廃合問題や、旧設楽町の3中学校統合問題でも10年以上の長い年月を費やし、統合問題検討委員会、そして統合準備委員会、統合建設委員会など数多くの議論を出し合い検討し、最終的に議会の決議を得て設楽中学校が誕生したことはご承知のことと思います。このように、学校問題には10年、15年という多くの時間が必要になると思います。手遅れにならないうちに準備していかなければならないと思いますので、本日は町の考えをお聞きします。この問題は過去に平成25年3月議会で前議長の山口議員が、そして昨年、平成26年3月議会で現議長の土屋議員が類似の質問をしておりますが、なかでも25年3月議会の山口議員の質問で、町長は「この問題は、誰かがしてくれるとは思わない。仮称ではあるが、あり方検討委員会を設けて検討したい。」と答弁されております。そこで質問ですが、その後、仮称ですがあり方検討委員会では、小中学校の学級編成と学校の適正規模について、どのような検討をなされ、どのような経過をたどっているのかをお聞きいたします。

次に、空き家対策特別措置法に伴う倒壊危険のある空き家対策について質問いたします。この法律は5月26日に全面施行されたばかりの法律で、その内容は大変広く複雑でありますので、本日はその中から、倒壊の危険がある空き家対策に絞り質問させていただきます。またこの問題は、あとで同僚議員の金田文子議員が質問されますので、もしかしたらその質問内容がダブるかもしれませんが、順番ですのでそのへんは御承知おき願いたいと思います。空き家は、地方の人口減少や建物の老朽化などいろいろな問題を背景に、全国で800万戸をはるかに超え続けております。それぞれの空き家が、防災、防犯、それに景観などへの悪影響が大きな問題になっております。設楽町でも、人口減少が急速に進み数多くの空き家が発生しております。数年前から、空き家対策として、空き家の再利用を訴えているいろいろな政策をやられてきましたことは私も知っております。残念ながら

いざ空き家を再利用するようお願いに上がりますと、そのほとんどが、中に家財道具が置いてあるとか、お盆や年末年始には帰省するなどの理由により、空き家を借りることは大変難しく、ほとんどありませんのが現実ではないでしょうか。そして、家屋というものは、人が住まないと一気に荒廃してしまうものです。昨年までは居住できた家屋でも、今年は床が心配で暮らすことは難しいという話は数多く聞かれます。そのような時期に国は、特に老朽化が進み倒壊などの恐れのある空き家を、市町村が、特定空き家と位置づけ、その空き家の所有者に修繕や撤去の勧告や命令ができる上に、命令に従わない場合や、所有者が不明の場合は、問題が生じる恐れがある空き家に立ち入り、危険性などを調査することが出来るようになりました。最悪の場合は強制的に撤去できる事にもなりましたことは、ご承知のことと思います。しかしながら、行政が撤去や修繕を命令できる空き家は、地域への影響や危険性が特に大きいとされる物件に限られ、現実には空き家対策には限界があると思われれます。そこで質問ですが、町内にある倒壊の危険のある空き家に対する町の考え、対策をどのように考えているかお聞きいたしまして、私の1回目の質問とさせていただきます。

教育長 複式学級問題というお話が出ましたので、最初に単式と複式について説明したいと思えます。単式から複式への移行につきましては、愛知県の基準について申し上げます。まず、小学校ですけれども、小学校1年生、2年生の場合、8人以上が単式、7人以下が複式と、3年生から6年生の場合は、14人以上が単式、13人以下は複式で運営をすることになっております。中学校の場合は9人以上が単式、8人以下が複式ということになります。具体的に申し上げますと、田峯小学校の例をとってみますと、27年度の例ですが、1～2年生が合せて4名です。1～2年生で複式学級、1学級、3～4年は合せて3名です。複式学級、1学級となります。それから5年生6年生が3名ですので、複式1学級ということで、全校で3学級となっています。そのほか、清嶺小も同様にそれぞれ4名、6名、8名でありますので複式学級となっている状況でございます。一方、学級数のほかに、学校全体の児童生徒数の変動を見ますと、田口小学校では平成27年度、今年度は44名でありますけど、6年後の平成33年度には62名になると予測しております。同じように、27年度と33年度の比較をしますと、清嶺小学校は20名から17名に、田峯小学校は9名ですが、そのまま9名、名倉小学校は45名が29名、津具小学校では33名が24名と、それぞれ推移していくものとみております。中学校につきましては、設楽中では27年度生徒数が88名ですが、8年後の平成35年度には68名、津具中学校では現在29名が13名になると推定をしております。平成25年3月議会での山口議

員からのご質問に対しましては、町長から「今の子どもたちの人数、そして将来を見たときに、今、行政に携わっている人たちが真剣に議論する状況になってきている。今後の小学校中学校のあり方について、あり方検討会議を設けて、多くの方々の意見をお聞きする中で、その方針を探っていく時がきている。」というふうに答えさせていただきました。昨年3月議会では、土屋議員、現議長でありますけど、土屋議員から、1年前の町長の答弁を受けて、1年後の状況と教育委員会の考え方を問う質問がございました。その質問に対しましては、「教育委員会としては、これまで2中5小の方針で参りました。24年度に実施した学校アンケート調査における総論現状維持とする回答を受けまして、あり方検討会を設置することにより、学校統合ありきの検討会という誤解を受けないことを懸念しておりまして、静観をしている。」というように答えております。また「教育委員会としましても、小規模校だからといって不利な事ばかりではなく有利なこともある。私たちは子供中心に考えていかなければならないし、教育上、多人数が必要なことがあるとすれば、これに対応する必要もある。今まで以上に学校を始め保護者や地域の方々との連携を図り、要望等を意見集約していく必要を感じている。今後は、町内小中学校の児童生徒数の推移を見ながら、関係者の意見を聞きながら、単純に統廃合でなく、5年先10年先の教育環境整備のために、さまざまな課題を洗い出して改善していくということが重要である。」と答弁させていただいております。さらに、町長から「あり方検討会議の設置につきましては、この流れの中で適切な時期をみて設置を検討してまいりたい。」ともお答えをさせていただいております。この時点での児童生徒数の推移につきましては、4～5年は同じような状況で推移するものと見込んでおりまして、その後も大きな変化がないため、今回の金田議員の質問に対する回答につきましても、これまでと同じような回答になるわけでありまして、その後、その適切な時期を見定めるために、具体的には、津具中学校卒業生について、高等学校、大学に進学した子どもたちに、小人数教育による弊害が出たか、ということにつきまして、直接校長と面談をさせていただきました。その答えですけれども「そのような話は聞いていない。皆頑張っている。」という回答でございました。一方で、昨年度末に行った「設楽町人口ビジョンと総合戦略策定」の際に、町内4か所で行った「住民意見交換会」の中では、「子供の数が減り小学校の統廃合への心配や複式への移行に伴う学校の存続に対する不安などがある。」という意見もあるということをお聞きなどしてまいりました。このような心配や不安の意見を聞くことや、先ほど申しましたような28年度以降6年、8年先の児童生徒数の推移を見ますときに、地方教育行政の改正法が

4月に施行され、教育大綱の策定が明文化されたこともありまして、今がその適切な時期ではないかと思うところであります。したがって、今後、町長部局主導によって進められます「設楽町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的施策の大綱」、いわゆる教育大綱と申しておりますけれども、その策定が議論される中で、よりよい学校のあり方について議論がされていきますので、具体的な検討を進める方法として「あり方検討会」の設置についても明確にしていくことが必要だと考えております。私からは以上でございます。

生活課長 それでは2番目の議員の質問の町内にある倒壊の危険のある家屋に対する町の考え、対策についてお答えします。町の空き家の状況は、平成19年に空き家バンク事業の立ち上げの時に、区長さん等の聞き取り及び住宅地図を基に調査を行いました。結果は、町内2,335戸中379戸でした。それ以来、空き家に関する調査は行っておりません。議員の言われるように、空き家対策特別措置法が平成26年11月27日に公布され、平成27年2月26日に基本方針が決定をし、同法が施行され、5月26日には関連の規定が整備されて、自治体の権限が法的に位置づけられました。そこで、「特定空き家等」とは、1として、そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態。2といたしまして、そのまま放置すれば、著しく衛生上有害となるおそれのある状態。3といたしまして、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態。4といたしまして、その他周辺的生活環境の保全を図るために、放置することが不適切である状態。と、空き家対策特別措置法の第2条第2項で定められております。このような空き家等について、自治体が判断し、「特定空き家等」と認定した場合、市町村長は、その所有者に対し、除却、修繕、立木竹の伐採等、その他生活環境の保全を図るために、必要な措置をとるよう、助言または指導、勧告、命令ができるようになったものです。しかし、個人の所有財産を処分させるということから、この判断認定については、慎重に行わなければなりません。詳細な基準や対応方法を決定するため、条例の制定によって、空き家対策特別措置法の第7条にある「協議会」を設置し、対応していく必要があるものと考えます。また、「空き家等対策計画」に基づく対策の実施に要する費用については、国・県の財政措置が空き家対策特別措置法の第15条で定められております。この空き家対策特別措置法の施行を受け、今後、町の方針として、国・県の財政措置も考慮しながら、空き家等対策計画を定め、空き家等の所在や所有者の調査などの実態把握をしていきます。その中で「倒壊の危険のある家屋」があれば、まずは、すぐに「特定空き家」と判断をせず、所有者と協議していきたいと思

っております。特に、道路沿いや密集地の場合は、人や近隣の建物に被害が及ぶ可能性があるため、解体を含めた安全対策を協議の中で講じていきたいと思っております。先ほども申し上げましたが、個人の財産に制限を加えるものであり、また不必要になった建物の処理を、「地方自治体がやってくれる」という安易な気持ちの醸成にも繋がる可能性もあり、慎重に対応していかなければならないと思っております。廃屋の倒壊などによって地元住民に被害が出ないように、対策を講ずることが最重要でありますので、間髪をいれず、大至急対応してまいりたいと思っております。以上です。

町長 私から、学校のまず適正規模等についてお答えをさせていただきます。私は、学校のあり方を決定していく基本的な姿勢といたしましては、学校と、また家庭、そして地域と行政、こうした関係を密にしていく中で、よりよい方向性を見定めていくことが重要と考えております。そうした形で、議論をされていく中で、地域コミュニティの核としての性格を有する学校というものは、そういう性格のものだと思っておりますので、この学校の統廃合等についての適否、こうしたものへの判断につきましては、先ほど御質問にもありましてように、あり方、過去において、あり方検討会等立ち上げながら、そうした議論を進めると申し上げておりますけれども、こうした体制等を整えながら、積極的なまちづくりの戦略の一環として行う必要があると思っております。で、今まで、その時、町長、そういう答弁をしておったけれども、その後どういう動きだという、再三にわたる質問がされておりますけれども、やはりその過程をふんでいくなかで、状況判断というものを適切に行っていかなければならないと考えております。また、今回、国策として叫ばれております「まち、ひと、しごと、創生総合戦略」を策定していけということを叫ばれております。したがって、こうしたなかにおきましても、新たに法改正がされました総合教育会議、これも協議を行うなかで、地域の実情に応じた学校の統廃合等について、検討をして、また、地域の実態ですとか、その方のニーズを十分に踏まえながら、これに関する指針ですとか、計画を作って、これをもとに、今後の方針を定めてまいりたいと思っております。

そして2点目の空き家対策でありますけれども、御指摘のように、やはり倒壊ですとか、管理に困っている、そういった空き家が確かに実在しております。したがって、今回、国においても「空き家対策特別措置法」等が制定され、運用が図られておりますので、この際、町といたしましても、こうした法等に基づきまして、いろいろな手法を講じるなかで、特にこうした廃屋等、倒壊の危険性のあるようなものについては、把握をし、これへの被害が出ないように対策等を講じてまいりたいということで、課長が

申し上げたように、間髪をいれずにということで申し上げておりますので、至急対応してまいりたいと思っております。以上です。

3 金田 最初の小学校の学校問題から先にもういっぺんお聞きします。前回のとき、質問のところで、当時の教育長、後藤教育長でしたか、もしかしたら前の七原教育長だったかもしれませんけども、答弁で「いけるところまでいくのだ。」という答弁もらいました。この「いけるところまでいく」という言い方は、要するに、愛知県、県のほうから「もう学校の統廃合を考えてくださいよ。」と言われるまでやるということ解釈をしてよろしいでしょうか。

教育長 県から言われるということは、たぶんないと思うのですね。どちらかというと町村の判断でございますので。ただその真意がよく理解できておりませんが、「いけるところまでいく。」というのは、私が先ほど申し上げたとおり、この先、複式学級ばかりになってしまう。全校で1人1学年になってしまうというような、学校運営ができない状況までというふうに言ったと思います。それを見越した時点で、判断しながらというようにと、私は解釈しておりますけれども。以上です。

3 金田 先ほど、教育長からの答弁で、今の小学校の校長先生たちは、そんなに子供たちは不自由してないような答弁でした。我々が見るに、例えば運動会、あるいは学芸会等で、団体競技ができない競技も、当然、少人数になればあるわけです。そういうのが学校教育基本法でいう教育の平等という点で、私はいかがかなと心配をしているわけです。実は、私は合併とか統廃合を推進するうえで、この問題を質問しているわけではないのです。その点だけは、御承知おき願いたいと思います。少子化が進み、愛知県教育委員会から、複式学級問題や統廃合問題を提起されてから、ばたばたしていたのでは、保護者はじめ、関係各位に大きな負担がかかると思います。何よりも第一に、明日の設楽町を担う子供たちに大きな心配がかかるのではないかなと、それだけは避けたいなという気持ちから、町として早急に準備したほうがよいのではないかと思い、質問をしているわけであります。先ほども言いましたが、この問題は、本当に長い年月がないとできない大きな問題です。手遅れだけにはならないようお願いして、この質問は終わりたいと思います。

次に、空き家のほうですけれども、先ほども迅速に間髪いれずに対応をしてくれるという大変心強い答弁をいただきまして、本当にありがたいと思います。この問題に対して、先ほど協議会を設置して対応していくことを答弁されましたけれども、当然、今やっとできたばかりの法律です。いつやるとか、そういうのは無理かもしれませんが、そういうこ

とで協議会を立ち上げていただいて、協議をしていただきたいと思います。そして、ある地区では、かなり荒廃した家屋があるわけです。実はその前を走っている道路が、設楽町では有数の幹線道路が通っているわけです。そしてその荒廃した家屋の目の前に歩道があるわけで、その歩道に、今現在、もう瓦が数枚落ちたのです。もし歩行者がおれば、その瓦が当たれば、とんでもない事故になってしまいます。ですから、私は、そういう家屋があるということを、皆様方も承知だと思いますけれども、どこの家屋だということは言わなくてもわかると思いますけれども、そういうこともあります。ですから、当然、その家屋の耐震がどうのなんていうのは、診断なんかしなくても、目視で十分この家は耐震なんてあるわけないと判断できると思うのです。ですから、そういう家が、もし地震のときに、倒れたときに、真下につぶれればいいのですが、もし前のほうにいった場合、今度は、緊急車両の通行にも支障を来すようなことにもなりかねないわけです。ですから、そういう家もあるということも承知おき願います。今、早急に調べて、協議会を立ち上げると言われましたけれども、ちなみに、町の方として、これに関する条例を作るような考えは、今現在、お持ちかどうかというのをお聞きします。

生活課長 まず、先ほど説明しましたけれども、空き家特別対策法が施行され、町に権限がきたということでございます。条例の制定の今のところの考えは、協議会を作るときに、まずは条例制定の必要があると考えております。以上です。

3 金田 条例はできるだけ早く作っていただきたいと思います。今、施行されたばかりですから、今すぐというのは無理かもしれませんが、できるだけ早くやって、手遅れのないようにしていただきたいと思います。時間も残っておりますが、これで私は聞きたいことは聞いたつもりでありますので、私の質問は終わりたいと思います。

議長 これで、金田敏行君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 10時35分まで休憩といたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時35分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に10番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 町議選後、初の定例議会の一般質問であります。選挙は無投票であり

ましたが、その準備活動の中で、さまざまな町民の皆さんの声を聞いてまいりました。中でも、一番切実だったのは、医療、介護の負担増の問題でした。共産党が行った町民アンケートでは、生活が苦しくなったという人が 55% に及び、国保料の引き下げや、介護保険の負担軽減を求める回答が上位を占めました。また、所得の低迷のなか保険料が年々上がることに對し、「生活できない。命をつなげない。」などの深刻な意見が寄せられました。一昨年度の保険団体の調査によると、当町の国保料滞納世帯は 30 世帯におよび、保険料が高すぎて、払いたくても払えない事態、すなわち保険料が加入者の負担能力を超えるものになりつつあることを証明しているのではないかと思います。なぜ、国保料が上がるか。単純に申し上げれば、高齢者が増え、医療技術の高度化によって医療費が増大しているからであります。国保制度を、今はやりの「自助・共助・公助」論、いいかえれば相互扶助制度としてとらえるならば、医療費の増大、保険給付の増加にともなって保険料を上げさえすればいいだけの話であります。しかし、国民健康保険は加入者が無職の人、非正規労働者、自営業者、農林水産業者など、もともと所得の低い方が多く、負担能力は他の医療保険と比べて格段に低いが、高齢者の割合が高く、多くの医療費を必要とする保険であります。そういう構造的な宿命を最初からかかえて出発した医療保険でもありますから、公的支援が必要であり、国の責任が明確化されているのであります。一方、国保法は、第 1 条で、国民健康保険が「社会保障」であることを明記しています。社会保障とは何か。憲法 25 条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と説明しています。これは続きますが、この精神からして、医療費の高騰を機械的に国保加入者に押し付けるやり方は間違っており、その負担軽減を図るということは公的責任であり、国保行政の常道だともいえるのではないかと思います。それでは、実際に国保料の負担を軽減するにはどんな方法があるのか。今回、2つの点について、提案をし、お尋ねをするものであります。

第 1 に、多くの市町村が保険料の負担軽減をするために、一般会計から法定外繰り入れを行ってあります。これを設楽町でも行う考えはないかお尋ねをします。現在、設楽町は、法定外繰り入れをやっていない数少ない自治体だと見聞しますが、県下 54 市町村のうち、法定外繰り入れをしていない自治体はいくつあるのかお答えください。また、一人当たり繰り入れ額は全国平均、県平均でいくらになっているかも、お知らせいただきたいと思ひます。第 2 に、総額 8000 万円余、一人当たり 5 万数千円にもなる国保運営基金を原資として、国保料引き下げをする考えはないか、お尋ねをします。国保会計では、市町村の共同事業として高額医療費共同事業と保険財政共同安定化

事業を行っております。高額医療共同事業は 80 万円以上の医療費請求にたいして、財政共同安定化事業は 30 万円から 80 万円までのレセプト医療費請求に対して、各市町村の拠出金をプールしたお金から該当市町村に交付される仕組みになっています。このうち、財政共同安定化事業は事業内容が変更になって、1 円の医療費請求から共同化の対象になるように制度が改定されて、保険給付全体が、県単位の事業に改変されるようであります。実質上、県単位の事業になるようであります。そうしますと、町単独の不要不急の支出のための基金は準備する必要がなくなる。これを保険料引き下げに回す考えはないかという質問であります。以上、お答えいただきたいと思っております。

さて、この際、国保都道府県単位化についても質問したいと思っております。国保都道府県単位化を、いわゆる 2013 年 8 月の国民会議報告書が出る前の「国保広域化」と理解する向きもあります。小規模国保は財政的に大変だから、大規模国保で一つにまとめればスケールメリットがあつて国保は安定する、保険料も一本化できる、という理解であります。しかし、国民会議報告書以降は、医療費削減を都道府県単位にさせていくための、「国保都道府県単位化」として、広域化が打ち出されています。国保都道府県単位化は、医療費適正化が目的で、国保運営のスケールメリットを目指すものではないことがはっきりしているわけです。また考えてみますと、都道府県は被保険者の所得情報を持っていません。所得情報がなければ、保険料が決められません。また、国保は出入りが激しくて、それを全部都道府県が把握するのは無理であり、結局、全部市町村がいままでどおりの実務をやることになるのでは、と言われております。国保都道府県単位化の何がメリットなのか、全く釈然としませんが、都道府県単位化のねらいについて、町はどのように認識しているか伺います。

最後に、食事サービスの助成制度について伺います。配食サービス・食事サービスは、しっかりした食生活の確立、バランスのとれた食事の提供、安否確認や地域社会からの孤立防止など、高齢者の健康と病気予防を目標に、「年をとっても安心して住み続けられる地域社会をめざして」ボランティアで立ち上げられた組織活動です。高齢者福祉、保健医療の観点で出発したものであり、寝たきりや認知症など介護予防を想定したものではありませんでした。今回、このサービスに対する町の支援が、地域介護予防の交付金に様変わりし、さらに限度額が設定されました。このことにより、配食サービス・食事サービスは、従来のやりかたでは赤字が発生し、社会福祉協議会の対応によっては、サービスの受け手の負担が増えることとなります。社協が補填するにしても長続きはせず、結局、値上げせざるをえないことになるでしょう。そうするとサービスを断る人も出てきて、当初目標としてきたことが実

現困難になってしまうのではないかと心配されます。サービス存続が危うくなるような補助金削減をなぜ行うのか、今回の食事サービスに対する助成策の変更はどのような考えに基づくのか、町の考えを明らかにするよう求めまして、第1回目の質問といたします。

町民課長 それではお答えいたします。まず国保料の負担軽減についてです。一般会計法定外繰り入れを行う考えはないか。につきまして、54市町村のうち繰り入れをしていない自治体数についてお答えします。県内では54市町村のうち49市町村で法定外繰り入れを行っております。繰り入れの理由につきましては、保険料の負担軽減、単年度決算の補填などがございます。一人当たり繰り入れ額の、全国平均、県平均についてお答えいたします。一人当たり繰り入れ額の国平均は10,225円、県平均は11,194円です。一般会計法定外繰り入れについては、国民健康保険が他の医療保険と比べて加入者の平均年齢が高く、医療費が多くかかるという構造的な課題があり、公費負担は給付費等の50%となっています。その他は、保険料や公費負担のない医療保険もあるなかで、一般会計から法定外繰り入れを行うことは、慎重に考えなければならないと考えています。

次に、国保基金を原資として国保料を引き下げする考えはないか。についてお答えをします。基金を原資として保険料の引き下げを行った場合は、一時的に引き下げの効果は現れますが、基金がなくなった時点で、保険料が基金からの繰り入れがなくなった分だけ上がることとなります。保険料を引き下げたまま維持しようとするれば、先ほどの法定外繰り入れを行うこととなりますので、保険料を引き下げるために基金を取り崩すことは、先の見通しを立てた上で行わなければならないと考えています。しかし、毎年度の支出見込みに対して、保険料総額が上回り剰余金が出ることになれば、被保険者の方の負担が多すぎたこととなりますので、そうならないように毎年の保険料率を決定するときには、剰余金は出さずに不足分は基金を取り崩す前提で保険料率を算出しています。その結果、ここ何年かは歳入不足を補うために毎年基金を取り崩しています。国民健康保険運営基金は25年度末現在高で71,707,172円でした。このうち26年度に7,721,000円を取り崩しましたので、現在高は63,986,172円となっています。

次に、国保都道府県単位化についてお答えいたします。都道府県単位化のねらいについての町の認識はでございます。平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図るものです。都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化を推進する。県内の統一的な国保の運営方針の策定をする。市町村ごとの分賦金、これは仮称で

ございますが、を決定する。市町村が参考とするための標準保険料率等を算定・公表する。給付等に必要な費用を市町村に支払う。などのことを行います。市町村は、保険料の賦課徴収をする。分賦金を都道府県に納付する。保険給付の決定をする。保健事業などを行います。改革により期待される効果は、小規模な保険者の多い従来の国保について、その運営の安定化を図り、全国の自治体において、今後も国保のサービスを確保し、国民皆保険を堅持するものです。地域医療計画を含む医療計画の策定者である都道府県が、国保の財政運営にも責任を有する仕組みとなり、財政安定化基金も活用しつつ、一般会計繰り入れの必要性を解消する。標準システムの活用や統一的な国保の運営方針等により、市町村の事務遂行の効率化・コスト削減・標準化が図られるなどの効果が見込まれています。

次に、食事サービスの助成制度の変更について申し上げます。配食サービス・給食サービスについて、27年度から助成の方法を変更いたしました。26年度までの助成は、ボランティア謝礼、印刷製本費、通信運搬費、ボランティア保険料、食材費などについて社会福祉協議会へ一般会計から補助金を支出していました。27年度は、介護保険特別会計の地域介護予防活動支援交付金から社会福祉協議会へ補助金を支出することとし、助成する費用は、先ほど言いました費用から食材費を除くこととする変更をしました。その理由は、町の補助金は、一般に食糧費を対象としていないことから、他の補助制度との整合を図ったものです。食糧費については、国、県補助金でも対象外とされており、受益者の負担とされているところです。今回の変更された補助のサービスの対象となる方には、ご負担をいただくこととなりますが、ご理解をいただきたいと考えています。以上でございます。

- 10 田中 まず第1点目の、国保料の負担軽減について、質問をしたいと思えます。私、質問したのは、設楽町は法定外繰り入れをしていないが、これは愛知県下の中でも、特に少ない自治体のひとつではないかということをお聞きしまして、法定外繰り入れをしていない、している自治体は今お聞かせいただきましたが、引けばいいんですが、していない自治体はいくつですか。

町民課長 お答えいたします。54のうち49繰り入れしておりますので、残り5自治体が繰り入れを行っておりません。

- 10 田中 設楽町は、福祉だとか国保に手厚い行政をしておるというように理解をしてきたわけですが、その5町村しか法的外繰り入れをしていない。その中に、設楽町が含まれるというのは、大変残念です。なぜその繰り入れできないかということをお聞きして、先ほど課長が説明をされましたけれども、もう一度よく理解できませんので、もう一回お聞きします。なぜ繰り入れはできないの

ですか。ほかの町村がほとんどやっけていて。かなりその額も1万数千円にわたるといふのに、なぜ設楽町はやらないのですか。

町民課長 国保につきましては、先ほども申しましたように、公費負担がすでに行われております。制度間調整、財政調整等も行われております。その後、皆さんに保険料を、負担能力に応じて賦課するわけでございますけれども、まずそのような点で、皆さんからいただく。その中に、まだ設楽町には基金がございます。その基金を、その保険料を算定するとき、若干補填するという意味合いから、ここ数年10,000千円以上、26年については10,000千円以下でございましたが、活用して、その負担を軽減といいますか、調整しております。まず法定外繰り入れを行う前には、その基金がなくなることを、まず第1段階と考えておりますので、現在の運用につきましては、基金を使って、それを調整させていただいているということでございます。

10 田中 公費負担、それから基金繰り入れはどの自治体もやっけていますよ。54市町村は。それでも国保料の引き上げというか、高騰が激しいものだから、一般会計からの法定外繰り入れをやっけていますのですね。そこらへんは、町民課長、理解できないのですか。よそは公費負担やっけてないだとか、基金繰り入れやっけていないのだというふうには理解しているのですか。

町民課長 国保の制度については、全市町村同じ制度で運用していると思っております。設楽町については、先ほど申し上げましたように、基金がある間は一般会計の法定外繰り入れは行わない方針で運用してまいりました。今もその状態で運用しているということでございます。

10 田中 よその団体、よその市町村ですと、法定外繰り入れもやっけていますけれども、基金残高もまだあるわけですよ。で、基金残高がない自治体はほとんどないですね。ということは、基金が枯渇したら法定外繰り入れをするというのは、よその市町村はやっけていない。設楽町独自の対応でしょ。そこらへんをもう少し考え直しませんかということをお願いしたいのですが、いかがでしょう。

町民課長 従来もその方針でやっけてまいりましたので、現在のところはその方針でまいりたいと思います。ただ、基金を今後どうしていくかにつきましては、先ほど申されました広域化等による影響等も、まだ判断しかねるところでございますので、現在の運用を行っていきたく思っております。

10 田中 もう少し詳しいことを申し上げなければいけないのですが、基金がなくなるまでは、基金繰り入れで対応していくんだ、国保料の高騰化をそれで防ぐんだ、こう言われているのですが、国保料を年々上げているわけですから、基金は適度に上げていけば、永久的に基金は残っていくのですね。そうすると法定外繰り入れはしなくてすむとなってしまいますよね。そういうか

らくりで運営されていくと思うのですが、一人当たりの国保料が、設楽町、全県的に、何番目くらいだというふうに認識されているのですか。今かなり高くなっていると思うのです。

町民課長 申し訳ありません。順位はとっておりません。ただ26年、1人あたり市町村の調停額を申し上げます。市町村の計で98,294円、設楽町につきましては91,796円となっております。

10 田中 私が持っている資料ですと、かつてね、設楽町は1番医療費が、給付費が多くて、保険料が低いと言われておりました。総務課長が町民課長のころ、そうだったようで、ごく最近の資料があるんですが、11番目くらい、かなり接近しております、よその国保料と。それで愛知県のホームページの国保のデータを見ますと、医療費と国保料の相関関係を示しているのです。これが前は、豊根村と東栄町にくっついて、右下のほうにあったのですが、だんだん左上のほうに近づいてきている。そういう事態がありまして、しかも設楽町の国保加入者の所得はよくわかりませんが、全体の所得を比較しますと、県下で下から3番目の所得の低さになっているのです。そうすると国保も当然そういうことが比例的に反映していくと思いますので、かなり所得が低いところの会計なのだけでも、都市部と同じような保険料を負担するように、今なりつつあるというので、ぜひ、一般会計からの法定外繰り入れも検討していただきたいと思います。それから基金を崩すことはできませんとおっしゃっていますが、私が一番始めの、1回目の質問で言いましたのは、それがなくなるとはいいませんか。共同事業安定化で1円から給付するというふうに変ってくるので、もう基金を準備する必要がなくなるのではないかとというふうに申し上げます。そこらへんはどうですか。

町民課長 基金につきましては、急な支出等に備えるということがございます。突然の伝染病とかそういうこともありえると思いますが、そんなような支出に備えることも必要であると思いますので、必要がないという考えは持っておりません。

10 田中 町民課長の認識がわからないのですが、財政共同安定事業が1円からやるということになると、国保連合会から回ってくるレセプトがありますよね、それに基づいて給付するのですが、1円から、愛知県の市町村グループとして対応してくれるわけですから、緊急もなにもない。緊急事態に陥っても、それはグループで、1円からやるわけです。今までのように300千円から払いますという、設楽町として300千円以下のいろいろなレセプトがたくさん回ってきたときに、例えば風邪が流行ると300千円以下でしょ。そうすると、そのときには急な財政が必要になってきて、基金も必要だと、こうなるのですが、それを1円からやるわけですから、グループで。そうすると、

突発的な事態は、保険料支払いについては何もおこらないものですから、基金が必要ではないのです。基金というのは、もちろんですね、保険料を安くするために基金を積み上げているわけではありません。持っているわけではありません。これは、不要不急の事態に備えて持っているわけです。ところがその不要不急の事態がなくなるわけですから。それは設楽町としての、保険者としての責任はなくなるわけですから。そういう意味ではもう必要ないじゃないかということをお願いして、それを保険料の引き下げに使ったらどうですかと。町民の皆さんに喜ばれますよと、こう言っているのですがどうですか。

町民課長 先ほどからそういう御指摘でございますけれども、現在のところは、設楽町として同じ方針で運用していく考えに変わりはありません。

10 田中 町民課長は大変聡明な頭脳をお持ちなのですが、石頭だとは知りませんでした。

それから次、都道府県単位化ですね、これいろいろメリットあるのだという説明をされているのですが、中心の目的というのは医療費抑制ということをやるとはじゃないですか。それをもう一回確認をしたいです。

町民課長 医療費の抑制も視野にはあると思います。ですが、まず国保の運営を安定化させる。そういうところは主眼になっていると思っております。

10 田中 私は、町民課長の理解も、私は理解できません。それは以前、そうやって言われていたのですが、現在はそうではなくて、先ほど縷々言われていることは、市町村国保でなぜできないかという疑問がおこるわけですが、これはお考えをお聞きします。

それから食事サービスについてです。これについて、食材費は補助の対象にならないのだとおっしゃっています。私、そんなことはないと思うのですけれども。この事業で、私も食事サービスについては、立ち上がりから参加させてもらっているのですが、高齢者が本当に、いきいきとこの地域で安心して暮らせるために、まず食事が大事だと。毎日、毎日きちんと食べていくこと、ということが大事です。それが高齢者の健康につながるし、いつまでも地域で暮らし続けると、子どものところへ行かなくてもすむようにしたいというような願いでですね、多くの方たちと一緒に、ボランティアをかってでて、これをやろうというふうで、やってきたのです。ところが、それを今度は、食材費出しませんよと、こうなると値上げせざるをえないのです。社協としては、もっとたくさん負担をいただければ、実費くらいはいただかなければならないのです。なるかもしれませんが、大変心苦しいというか、私たちが立ち上がりをしたころの志とは、大きく離れるような活動になって、これはこのまま、今のボランティア活動、継続して

いっていいものかという疑問さえおこります。それで、そのことはお答えいただかなくてもいいのですが、そういう経過がありますので、なぜ町の方が一方的に「もうやめます。」ということを決められるのか、通知ができるのかということ、私は疑問に思っているのです。当然、そういう経過からすれば、こういうふうと考えておるがということで、了解を求める必要があったかと思うのですが、その点についてどうお考えになっているのか、お尋ねをします。

町民課長 配食サービスの件についてお答えいたします。今ご指摘の一方的に変えたということですが、町としては、一方的に変えたということは思っておりません。予算を編成する段階で、補助事業者とのお話の中で変えさせていただきました。その考えの中には、配食サービス、従来は社会福祉協議会への補助金の中に一括して含まれた形で支出しておりました。それを介護保険のほうに移した意図としましては、介護保険の介護予防運動のようなものと一緒に、地域のほうでやっていただくこと、それとボランティアの育成、というようなことも視野に入れて、そちらのほうに移させていただいたということがございます。

10 田中 もうそろそろやめますけど、そういうことがボランティアの活動を後退させるというか、水をさすのではないですか。私はどうも、食事サービスもそうですけれども、これからそういうことは、福祉介護は自助共助でやってくださいよという流れの中で、町が、補助金全廃ということも視野に入れて活動されておるのではないかなと今思っています。もう1回お尋ねしますが、この制度、このまま続けるのかと。食事サービスの助成制度というのは、見直しする考えはないか、もう1回お尋ねをします。

町民課長 制度でございますので、見直しはあります。今回の御質問の件も26年から27年にかけて改正、変更させていただきました。それで今後の変更がないとは申しませんが、現時点で改正、変更したばかりでございますので、現行はこの制度を続けてまいりたいと考えております。

10 田中 頭脳明晰な町民課長ですから、見直しがあり得ないことはない、という御回答をいただきましたので、これで質問は終わります。以上です。

議長 これで、田中邦利君の質問を終わります。

---

議長 次に、1番今泉吉人君の質問を許します。

1 今泉 それでは、私から2点ほど質問をしたいと思えます。まず第1に、シルバー人材センター会員の予算並びに仕事の斡旋についてお尋ねいたします。平成27年度、設楽町町民65歳以上の高齢者は40%に進み大変な時期

を迎えようとしています。先だって、このままだと近い将来、町村が消えてしまうというショッキングな報道がなされました。私も高齢者に仲間入りしたわけですが、高齢者になっても仕事があるということは、素晴らしいものだと思います。このことを若い世代にもわかってもらえば幸いです。会員の活動は、家庭内から外に飛び出し仕事をするわけですが、肉体、精神、経済的にも強くなり、健康的で活気溢れることが喜ばしいと思います。さて、本年5月現在の会員の登録者は、田口の本局のほうで74名、津具のほうで69名、男女合わせて、143名になっておりますが、つい最近1人辞めましたので、現在142名になりました。町からのシルバーへの委託料、予算は、平成26年度が6,260千円、平成27年度が7,330千円であり、1,070千円増です。これら委託料は、国、県、町から補助金としてどのように振り分けされていますか。また、県シルバーからの補助金は5,600千円、これは平成26年度。それから平成27年度が5,180千円であり、420千円減と聞いています。これは会員数が減った事により減額されたのです。本年度、5月末現在は会員数も増え、残り7名入会してくれれば、150名体制になり、補助金も上乘せされますが、この体制で3年間維持しなければ増額されません。しかし、会員数を増やしても仕事がなければ辞めていく会員もいます。個人からの仕事、草刈、剪定、草取り等はわずかです。「仕事がなきゃ一会員になってもしょうがない。」と言っている会員もいます。入会金は、年間2千円です。非常に残念です。去年は、町道の草刈と清掃、さらに花の山公園、津具っ子の森等の草刈がありましたが、台風崩れの低気圧の影響を受け、町民から、「町道が枯れ草、枯れ枝等が散乱し、車の通行が危ない。何とかならないか。」と通報を受けました。このような緊急事態に対処するため、シルバーで撤去作業をしたかったのですが、予算がなくなりできませんでした。本年度は、予算の上乗せがありますが、いまだほど遠い金額だと思います。どうか、会員の皆さん多数を元気付けるためにも、町から公共の仕事を多数斡旋していただければ、会員相互の活性化にも繋がると思います。どうか、予算、委託料の増額、仕事の斡旋ができないでしょうか。今やシルバー人材センターは、企業の一部と申しても過言ではないと思います。シルバーの仕事が増えれば、町に少しでも財源が入り、シルバー会員を辞めるようなこともないと思われれます。

続いて2つ目です。一人暮らし高齢者に対する処遇についてお尋ねします。戦後70年を迎えた今日この頃、設楽町管内にも70歳以上の1人暮らしのお年寄りが多数います。そんなお年寄りの困り事は、1として、話し相手がいなく夜になると不安になる。病気になったらどうしよう。免許、車もなく買い物も満足に行けない。家周りの草も刈れない。お父さんの所へ行きた

い。など、辛い日々を暮らしています。ヘルパーや民生委員も、このような家庭をときどき巡回していると思いますが、お年寄りは、いつ、どこで、何が、あるかわかりません。毎日とは言いませんが、できるかぎり巡回し、話し相手になってほしいという声も聞かれます。もし、ことがあれば大変です。地域においては、過去に身寄りがなく近所付き合いもないお年寄りが、自宅で孤独死になり、1か月以上も発見されなかった事案もあります。このような件で、住民から行政に職務怠慢と非難を受けた事例もあります。このような1人暮らしのお年寄りに対しては、現在は緊急通報システムなどを利用することができますが、時と場合によっては、何もできないかもしれません。町として今後の対策と処遇をお聞かせ下さい。以上です。

町民課長 シルバー人材センター会員の予算並びに仕事の斡旋について、お答えいたします。町からシルバーへの補助金、26年度と27年度につきまして、26年度実績額は、町6,263千円でございます。連合会5,640千円。27年度交付見込額は、町7,330千円、連合会5,180千円です。次に予算の増額、仕事の斡旋ができないか、についてお答えします。連合会交付金と町の補助金は、人件費、一般管理費、基盤拡大事業費などの項目に応じて積算されていますので、シルバー人材センターの事業費の内訳によって補助金の額は決まってくるので、単なる予算の増額はできないと考えています。仕事の斡旋については、町の行う仕事でシルバー人材センターにお願いできる草刈りなどについては、シルバー人材センターで行うようにしております。また、山村トレーニングセンター、基幹集落センターの管理委託をし、移送サービスについてもシルバー人材センターに委託して行っています。しかし、町の予算は、草刈りなどの必要な量に対して必要な額を計上しているものですから、事業量によって額は増減するものですので、シルバー人材センターに委託する事業の量が増えなければ予算は増額しませんが、今後ともシルバー人材センターにお願いできるものは、お願いして、高齢者の生きがいづくりや社会活動への参加を増やすことにつなげていきたいと思っております。

次に、一人暮らし高齢者に対する処遇について、お答えいたします。一人暮らし高齢者に対する対策については、緊急通報装置の設置や通信料の補助を行っています。単に緊急時の通報を受けるだけでなく、定期的に通信の試験を兼ねて近況を伺っておりますので、利用者の方の安否の確認も行えます。しかし、それは月1回の試験を兼ねたものですので、日ごろから周囲の方の目配りなどが必要になると思います。そのためには、ご近所の方や民生委員さんなど、近くで普段から一人暮らし高齢者の方を御存じの方が少し気を付けていただくとありがたいと思っています。また、災害などの場合には支援が必要となることから、一人暮らしには限らず、障害、要介護の方な

どの要援護者の名簿も備えております。以上です。

- 1 今泉 今言われました、シルバーのほうに増額はされないと言われましたが、私がシルバーのほうにも、ちょっと顔を出していろいろ聞いたのですが、現在会員が142名ですが、その中で7,330千円を、年間、1人で割りますと、51,619.7円という数字が出ます。これが1人あたりの会員数で、もし働ければ出ます。それに対して、年間会費が2千円あります。2千円を引きますと、49,619.7円になってしまいます。そうすると12カ月で割ると4,134.975円になります。このお金だと、一人当たりだと、さみしいすずめの涙の金額になります。このような金額になるといけませんので、少なくとも1カ月、シルバーの1人あたりには10千円くらいほしいと思いますが、これらのものを計算して、全部計算しますと、8,162,833.55円になります。ですからこれに対する額に近づけるために、なんとかならないかということをお尋ねしたいですが。

町民課長 はい、お答えいたします。まず補助金について申し上げます。補助金については、シルバーの会員様方にあてて交付しているものではございません。シルバーの運営についてお支払いしているものでございまして、人件費として、職員の方の給与など、それと管理費など、指導員の方へ支出するものでございます。それと基盤拡大事業、そちらの費用にあてていただくものをみております。そういうものを補助の対象としておりますので、御理解をいただきたいと思っております。それ以外に、委託と申しますのは、先ほど申しました施設の委託、移送サービスなどの事業について、委託費として支払いしておりますものでございますから、そちらは所要の事業料に応じてお支払いしております。以上でございます。

- 1 今泉 昨年、さっき言いましたように、台風崩れの関係で、町道が枯れ枝だとか、枯れ草、そういうものが散乱してしまって、車の通行ができないということで、町道は設楽町管内で、1級町道、2級町道があると思います。またその他の町道もあると思いますが、1級町道、2級町道というのは、だいたい毎年、清掃だとか草刈りをやりますが、その他の町道というのも、生活道で大変重要な町道もあると思います。そういう町道に対して、昨年、豊邦の奥のほう、桑平地区のほうですが、地区の皆さんが、ボランティアで草刈りをやっていたのです。だけど、高齢化になって、もう草刈りができないと、そこまでやると、そこまでの草刈りをやるには、予算がなければできないということで、向こうの方から、設楽町のほうに、要望書を出してくださいということで、出したと思いますが、その経過、どうなっていますか。

建設課長 基本的に、町道、その他の町道につきましては、地域の住民の方々をお願いをさせていただく。これは町として基本的な部分で、お願いをさせ

ていただいております。今、議員おっしゃられたように、高齢化等により、草刈り等ができないというような状況があることも承知はしてはいますが、ただ設楽町として、全部がそこまで手が回るかというのと、とても回らないような状況もあります。なるべく、省力化、楽にできるというような形で、機械等も、お貸ししてとか、そういう形で、地元で管理をしていただきたいと思います。桑平地区については、去年もうちのほうで機械を貸し出しをさせていただいて、省力化の中で、草刈りやごみの清掃等をしていただいているという状況があります。なるべく、そんな形で、やっていただきたいと思います。また、ひとつ私のほうからお願いをさせていただきたいと思うのですが、シルバーさん、うちのほうで機械を貸し出して効率よくやっていただきたいというようなお話を、何度もさせていただいているのですが、そこらへんについては、機械が取り使えないとか、そんなお答えで、なかなかやっていただけないような状況もありますので、今泉議員さん、シルバーさんも一生懸命やっていただいておりますので、そのへんのご助言も、していただけるとありがたいなと思っております。以上です。

1 今泉 この件について、町長から一言伺いたいです。

町長 シルバー人材センターの運営方法等、今、町民課長が説明させていただいたように、町からの、シルバーの運営費にかかる費用として交付をさせていただいておるものと、直接、会員の方々が現場へ出て草刈り等やっただくその事業枠とはイコールというか、運営費としてそれを配分するわけではありませんので、直接事業を、たとえば委託等で、シルバーの方が請け負っていただければ、その事業量に見合っただけのものは、たとえば町道草刈りですとか、そういった部分にかかる費用については、建設課のほうの予算枠の中で交付をしていくと、そういうシステムになっております。そこで、我々、本当にシルバーの皆さん方が持っている技術、そして培ってきた経験、そういったものを活かして、本当にボランティア精神も半分ありながら、そういったところへ勤めていただけているということは、町は本当に感謝をしているところでもあります。そして、要は機動力もあるし、現実的にそういう対応ができる機関でもある、組織であると思っておりますので、今申し上げたようなシステムで、たとえば町の方でも委託をしてお願いをしたいといったときに、積極的に参加をして、事業量を増やしてもらえれば、その分についての委託費等は用意しなければいけないと思っておりますので、そういう運営のことを御理解していただく中で、ぜひ御協力を、これからもお願いをしたいと思っております。よろしくお願いをしたいと思います。

1 今泉 今、そういうことを聞きましたので、これから何か公共的な仕事がありましたら、できる限りシルバーのほうに、その仕事をもらいたいと思っております。

ので、よろしくお願いいいたします。

続いて一人暮らしの関係ですが、現在、一人暮らしの家庭の把握は、設楽町内で何世帯あるか、確認していますか。

町民課長 申し訳ありません。今、数字を持っておりません。

1 今泉 また調べてもらいたいと思いますが、一人暮らしは、先ほどのように、本当に不安な家庭が非常に多いです。私が回ってみてもそうなのですが、何か考えると、もう夜になると悲しいというのが、一番多いですね。それで、何を考えるかっていうと、文章に書いてありますが、「お父さんのところに行きたい。」と言って、自ら命を絶つようなことをいうことも聞きます。こういうようなことがあってはいけないと。私も前には設楽署におりましたので、いろいろ聞いていますが、そういう一人暮らしの家庭で、現場へ行ってみると、これ哀れです。本当に。区長さんとかに、そのうちの遠いところから子供たちが帰って来て、なんでもっと早く見とってくれなんだと、こういうような苦情があって、その当時対応した方も頭を抱えてたじたじしていたということもあります。うちのほうもだいぶありますので、そういうことがあったときに、一番、町としても、地区の区長さんとかいろいろ協力して、できるかぎり回って、できたら町の方からボランティア活動の募集をして、そういうもので各年寄りの家庭に回るといようなことをしてれば、少しでもそういうような家庭が少なくなると思いますが、そういう点、いかがでしょうか。

町民課長 現在でも民生委員さん始め、近くの方々、そのような活動をして、見守りをしていただいております。先ほど、そういうご家族からいろいろ御指摘があったということもございますけれども、私ども公が助けすることはたくさんございます。ですが、御家族の方もおみえでございますので、今はいろいろ、ポットから通信ができるとか、そういういろいろな機器も普及してまいりました。また携帯電話等も普及してまいりました。御家族の方から電話をするとか、そういう御家族の方々の見守りも必要と考えております。

1 今泉 そうすることで、これからの高齢者一人世帯の家庭がいっぱいふえると思います。お年寄りが、75 歳以上になると、買い物に行けない、足が悪い、どうのこうのといっぱいおります。このようなことについて、町長から一言お願いします。

町長 今、御指摘をされますように、一人暮らしの方が、やはり外部とのコミュニティとか、連絡等、話もできないとか、普段顔も見たことがないと、そういうなかで、孤独死ですとかそういったところまでいってしまうという状況があることも承知をしております。やはりそういった状況のなかで、一

人暮らしの方々がおみえになるというところ、今も何軒あるかわかるかと言われたときに、お答えがぼんとできないというような状況をつくらずに、常に行政側としても、そういったところに、どこにそういった方がみえるということはリスト化するというか、情報をきちっと集めるなかで、常にそうした方への気配りというか、状況把握をする、という意識改革と言うか、高めていくことは必要だと思います。そして常に、そうしたことを見守っていきけるようなシステム化を図ろうといったときに、以前にも考えたことがありますけれども、これからもそれは検討する余地はあるかなと思っているのが、たとえば宅配便の皆さん方とも協定ですとか、郵便局の皆さん方とも連絡を密にするとか、一人暮らしも兼ねて、いろいろなそれぞれ個人のお宅も確認というか、どんな状況であったというようなことも情報を入れてもらえるように、そういったシステムも、これから構築するなかで、やはり行政側としてもきちっと見守っていく姿勢というか、体制を作っていく必要があるかなと思っておるところでありまして、今申し上げたようなことも、今後検討をする必要があるかなと思います。以上です。

1 今泉 それではそういうことで、これからいろいろシルバーのこととか、お年寄りのことも、町が一体となってなんとか、お年寄りの場合は孤独死がないように確認できるように言って、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 これで、今泉吉人君の質問を終わります。

---

議長 次に6番高森陽一郎君の質問を許します。

6 高森 平成9年に初当選して、もう同期の桜は元議長の山口さんしかおりません。時代が変わったなど、つくづく感じております。それでは議長のお許しをいただきましたので、始めさせていただきます。私の質問は、木質バイオマスに関することとございます。表題をとばして、いきなり1、2、3に入ります。1番、今後予想される大量の木材くず、枝葉の部分をごみでなく、燃料資源として再利用することは大変有効であり、ダム湖周辺整備以後も、山林整備で恒常的に発生する木材残材の資源としての活用を道を開くのが、今回予算書に計上されている環境に優しいまちづくり予算4,239千円のうち再生可能エネルギーアクションプラン研究会2,218千円が、小型木質バイオマスガス化発電の推進のための検討されている予算と思われませんが、規模の大小は別として、この予算額は新規単年度使い切りの計上であるのか、あるいは数年次にわたって予算計上して、木質バイオマスガス化発電の定着という、設楽町内を基点に北設広域に事業者を呼び込むといった方向性をど

う見定めておられるのか。また民間業者の選定および役割分担について、どのような規模と事業予算を算出されているのかお伺いしたい。

2点目まいります。もし民間業者の選定、事業化が展望できないときは、どのような代替案を企画されておられるのか。たとえばインターネット上では、バイオマス発電、バイオガス化発電の両方を経営する会社が、企業者、事業主体広く求めてPRしているページが盛りだくさん掲載されており、企画課としても、当町の木材、農畜産廃棄物の有効活用を打診、協議するには最適な企業があると思われまます。企業ノウハウの取得等、いろいろ考えられるが、どの程度まで考えておられるのか、御答弁願いたい。

3番目まいります。多額の補助金を使って搬出する木質材の残材、今年度は、当初予算には、1豊川水系基金より32,124千円、2森林の維持、間伐事業に39,401千円。これすべて前年度より予算額アップできております。これらの事業で発生する残材を、地元の雇用創出につなげるには、町としてどのような施策を案出すべきか、具体的なアクションプログラムがあればお示し願いたい。私の持論では、中田クリーンセンターを産廃処理総合施設として更新し、農産廃棄物、畜産廃棄物をガス化する施設を組み合わせ、熱利用によるガス化発電ができる施設として、有害物質を含まないバイオマス発電施設として、新プラント建設を広域事業として提唱されてはいかがという質問でございます。以上です。

企画ダム対策課長 5月29日の議会全員協議会で、この概要を御説明しておりますので、その内容は御承知という前提でお願いをしたいと思います。通告にございませんでしたが、予算の消化の件につきましては、基本的には単年度完了型で考えておりますので、お願いをいたします。それでは1問目の民間事業者等の選定及び役割分担について、どのような規模と事業予算を算出しているのかという御質問であります。今回のこの小型木質バイオマスガス化発電プロジェクトにあたりましては、「材の供給体制」いわゆる燃料の確保です。それから「採算性」事業の妥当性、それから「地域メリット」ということで経済効果や地域づくりの3点が大きな柱となります。そこへさらに「地球温暖化対策」といった効果も期待されるわけですが、忘れてはならないのは、山林は個人の所有物であり、再生可能エネルギーといえども山主への還元が極めて重要な点であります。いくら地球温暖化対策だ、地方創生とうたいましても、企業や地域へのメリットが優先され、林産業や山主が疲弊するようなことでは本末転倒であります。プロジェクトにおいては、まずは燃料の供給体制を山主、地元林産業の視点から協議会設定を予定しております。その結果を踏まえながら、有効な設備や活用方法、事業体を精査していく予定であります。この協議会を結成するメンバーでございますが、森林組

合、町内林産業関係者を筆頭に、発電、燃料供給設備、空調設備、バイオマス精製、それぞれ専門とした主に三遠南信の企業関係者、または木質バイオマスエネルギーを活用した地域振興に経営視点も踏まえることから、大学や研究機関の関係者も交えて構成したいと思っております。それぞれの専門知識をフルに活かし、協議会で事業の採算性、事業体の姿、適正な機器、地域での有効活用をまとめていく予定であります。ただ、餅は餅屋でありますので、自治体や森林組合自ら事業体になることは現時点では考えておりません。ちまたでは電力自由化にあわせて自治体自ら事業体となる例も見ることがありますが、地域性や実現のマンパワーなどを踏まえますと、当町がそれに従うということは現時点では極めて困難であります。さらに施設ということで申しますと、その規模は200KW以下を想定しています。200KWと申しますと、ふつうの家庭が100～200戸の電力を賄う計算となり、国内でも最近、1か所ではありますが、45KW級の導入例が現れております。そのあたりの導入実績もしっかり調べないとわかりませんが、とにかく設備1基あたりの導入費用は50,000千円から150,000千円と聞いております。地域での実用化や汎用を考えますと、より低コストで効率性の高いものが求められることから、場合によってはイノベーション（技術革新）、それからベンチャーといった地方創生の観点から製品の開発といった可能性も考えられております。

2番目の事業者の選定や事業が展望できない場合にはどのような代替案を考えているかということでもあります。このガス化発電の代替案というのは、基本的には考えるのは難しいと思っております。この木質バイオマスエネルギー以外に考えますと、製材工場、家具生産、それから紙用のチップとしての加工、また薪のビジネスといった例が考えられます。ただ、工場となりますと雇用確保という点で期待も高まる一方で、巨額の投資や強力な営業活動などハードルがかなり高くなってまいります。一方で、当町では他の地域でも評価される家具の個人製造、森林組合の製材技術、あるいは地元田口高校林業科の木材燃料「アツマル」といった、大きな経済効果はなくても、着実に評価される林産業の取り組みがみられております。

3番目の木材搬出を地元の雇用創出につなげるにはどうしたらよいかと、それから中田クリーンセンターとの関係についてお答えをいたします。間伐材の搬出は全国各地で「木の駅プロジェクト」ということで取り組まれているケースが多くみられます。この「木の駅プロジェクト」も、たとえば「軽トラとチェーンソーを使って晩酌程度を稼ぐ」というのがうたい文句であります。「地域貢献で小遣い稼ぎ」といったイメージの取り組みであることから、間伐搬出に関して雇用創出というのは現時点では困難であると考えてお

ります。ただ、今回のガス化発電と議員の指摘する間伐材搬出事業は相乗効果を果たす役割があるだけに、名倉のエコワールド名倉における林地残材の収集にあわせ、現在林業関係者が熱心に取り組まれている動きを活発化させていかなければ、今回のプロジェクトを地域づくりへとつなげていくことは困難であると考えております。また、中田クリーンセンターとの関連ですが、産廃処理施設として活用していくということは、まったく考えておりません。廃棄物処理とこの木質バイオマスの発電というのは、まったく別物という理解でおりますので、お願いをいたします。

6 高森 ありがとうございます。最初の 200KW 級 50,000 千円ほどの出資規模、そしてほしい 100 から 200 戸分の発電量、こういうのをめざしておられるということは、これはすばらしいことだと思いますので、地域としてそういうエネルギーを生産できるようなベンチャー企業がもし設楽町へ来るのだったら、それはありがたいことだと思いますので、そのへん、たまたま今言われたように 1 年間限りの使い切り予算で 2,000 千円では、ちょっともないので、これまた今年だめなら来年、2～3 年くらいの形で、地元に着する企業をなんとか誘致してほしいとか、そういうふうなことを絡めたようなねばり強い対策とか取り組みはいかがでしょうか。

企画ダム対策課長 協議会に関する費用ですので、基本的に方針を出すまでの費用であります。しかしながら、ここで小型木質バイオマスの発電化プロジェクトという事業については、これは基本的に永続性がなければなりたないということで考えております。たとえばダムの材木が、出材に余裕があるというのは、この 5 年、10 年の話でございます。その材料が終わったらこの事業が終わりということでは、この事業の継続性というのはまったく確保できませんので、事業展開はありえないと思います。それ以降の材料提供ですとか、使い道、そういったものがみえてからの事業展開ということですので、永続性を基本に考えていきますので、御理解をお願いいたします。

6 高森 さっきも 3 番目に言いましたように、北設には毎年、豊川水源基金より 30,000 千円近い、森林手入れのそういう交付金が入ってきますし、それから森林の維持間伐事業でも 30,000 千円近い金が、たぶんここ数年にわたってくると思います。特にこの豊川のほうは、半永久的にあがってくる可能性があります。そうすると、かなりまとまった規模で残材が蓄積される可能性がある。その残材をやはり有効に活用するということは、設楽町にとっても一大使命だと思いますので、今私も山へ行ってみると、切りっぱなし、捨てっぱなしの木がたくさんあるなかで、なんとか木材を 1 本でも有効にエネルギーに変える、その努力がやっぱり山の主である設楽町が率先してやるということが一番求められている。特に、設楽町の企画を担当する企画課が全

面的に旗を振ってやるということが一番大事だと思いますので、企画のほう  
が、産業課と連携してそういうプロジェクトを立ち上げるとか、そういうよ  
うな形で、大々的に数年度の、そういう、さっき言った中田クリーンセンタ  
ーも活用を含めた、更新も含めた、そういうような今後の展開に、もう一言  
いかがでしょうか。

企画ダム対策課長 仮にこの小型木質バイオマスガス化発電が稼動したとして、  
その材料提供というのは、非常に課題となっております。それが単純に間伐  
材だけでたりるかということでも申しますと、たりません。ですので、材料の  
安定供給、これが間伐材ではまかなえないということは明らかでありますの  
で、材料専用に出山を切り出していくという、材木を今まで建築材として扱  
った認識を発電の材料に使うという新しい考え方を皆さん持っていかないと、  
安定した材料供給というのはできていきません。ですので、余った間伐材で  
という認識での考え方は非常に不安定ということでもあります。

6 高森 最後になりますが、設楽町にはさっき言った畜産資源、農産資源が、  
要するに廃棄物がたくさん、毎年出ています。皆さんやっぱりいろいろな処  
分の方法を困ってみることがありますので、そういうガス化っていうのは、  
まさしくこういうふうな畜産とか農産の資源をガス化する。そういうちょっ  
としたプラントを作るだけで、それがエネルギーになって、電気になるって  
ことがありますので、それも絡めた三位一体のそういうふうな指針、プラン  
ニングっていうのはいかがでしょうか。

企画ダム対策課長 いわゆる家畜の糞尿ですとか、いろいろ廃棄物的なところ  
でガス化発電をする事例もないわけではありませんけど、それもまた材料供  
給が安定的にできるか、まぜこぜで燃料になるかと、非常に大きな問題があ  
ります。これは設楽町としては不可能であります。

6 高森 私も白河町へ行ったりして、いろいろそういうバイオマス関係の発電  
を見ましたけど、大変皆さん苦勞なさっています。しかしやはり設楽町は、  
今後永続的にそういうエネルギーが補給される、これは200KWじゃ大きすぎ  
るかもしれませんが、さっき言った40KW、45KWとか50KWとか100KWとか、  
そういう小規模のそういうものも実現可能だと思いますので、そのへんの大中  
小、1、2、3くらいのプランを、なんか設定されてやれると、また展望も  
みえるかなと思いますので、そのことによって設楽町に呼び込む業者の数も  
増えるかなと期待されますので、ぜひがんばってください。以上です。終わ  
ります。

議長 これで6番高森陽一郎君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますがご意義ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

議長 13時まで休憩としたいと思います。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番金田文子君の質問を許します。

- 5 金田 今後のまちづくり戦略の基盤となることについて、4件質問通告をしています。お願いします。1件目、子育て支援の更なる充実について質問します。町長は、3月議会で、希望あるまちづくりのキーワードとして「子育て支援を充実させた移住定住施策」が大テーマと、私の質問にお答えくださいました。これまでも、すでに実施されていた施策に加え、子ども医療費18歳まで無料化、療育のための交通費補助、ブックスタート事業などの提案に対しスピード感をもって取り入れていただきました。ありがとうございました。そして、子どもさんのいるご家庭の要望に応じて、名倉地区にも児童クラブを開設、放課後の子どもの居場所が整ってきました。また、障がいを持つ子どもさんの保育所受け入れにも前向きに取り組んでくださり、親御さんたちの感謝の声も聞いています。さて今回は、子育て世代の勤労体系の多様化に応じて、親が子どもを安心して預け働ける、さらなる仕組みづくりを求めたいと考えます。まず「設楽町放課後児童健全育成事業（通称）児童クラブ」についての質問です。1、児童クラブには、田口、津具、名倉それぞれ何人が在籍していますか。また、申し込みをしたが、入ることができなかった児童の数は、どれだけありますか。2、清嶺小学校・田峯小学校区にも働く親御さんがあり、放課後の子どもの居場所が必要な事態が起きていることを町は把握していますか。3、清嶺・田峯小学校区の児童クラブの整備プランはどのようになっていますか。4、夏休みなど長期休暇の時の児童クラブの対応はどのようにしていきますか。次に、第3子未満児の保育料無料化についてお尋ねします。1、3歳未満児で保育所を利用の希望があっても入れない子どもさんもあると聞きます。未満児が保育所を利用できる優先順位はどのようですか。2、第3子の保育所入所が未満児の時に叶わないで、家庭保育なされたご家庭は、愛知県事業の第3子未満児保育料無料という恩恵を受けることができません。このようなご家庭があることを把握していますか。3、子ども数が激減している本町では、3人、4人と子どもさんを育てる家庭を歓迎・応援する必要が高いと考えます。未満児要件をとりのぞいて第3子保育料を無料化する、町の独自政策をとる考えはありますか。3つ目は延長保育、一時保育についてです。1、延長保育、一時保育利用の児童数は現在どれほどですか。今後の見込みはいかがですか。2、延長保育時間が短いと感じている保護者があることを把握していますか。3、延長保育

時間を設定している根拠は何ですか。4、一時保育受け入れの要件は何ですか。4つ目に、障がいを持つ児童の支援についてお尋ねします。1、肢体不自由の子どもさんが保育所や普通学校に入りたいと希望なさる時、受入について、今後の課題と展望はいかがですか。2、発達障がいについて、5歳児健診後の相談体制はどのようになっていますか。

続いて2件目は、空き家の管理対策について質問します。管理されていない空き家については全国的に社会問題になっています。所有者と連絡が取れる場合はまだよいですが、近隣の住民が直接対処しづらいケースも多くなっているようです。空き家対策は、今後の移住政策に深く関連すると考えられますので質問します。1、本町の空き家等の所在や所有者の調査はしていますか。2、将来的に増加が見込まれる空き家対策として空き家の有効活用を検討していますか。3、「空き家等対策に関する特別措置法」が施行され、5月26日、関連の規定が示されました。本町でも「空き家等対策計画」を策定したり、「協議会設置」をするのですか。4、空き家等対策条例を制定する計画はありますか。先ほどの金田敏行議員と質問が重複する点がありますが、失礼します。よろしくお願ひします。

続いて、3件目、設楽町の生活排水処理、汚水適正処理の計画についてお尋ねします。愛知県内の町村で下水道計画があるのは美浜町と設楽町と承知しています。美浜町長選で下水道計画反対の首長が当選し、見直しへ方向変換のように聞いています。設楽町は、田口地区説明会で特別環境下水道計画、以下、特環下水道といますが、反対はなかったと強行に推進しようとしているところです。ついては、以下、質問をします。1、特環下水道の地区説明会の出席率はどれほどでしたか。懸念する意見の主なものは何でしたか。2、特環下水道供用開始人数1000人からの計画は、ほかにありますか。よそにありますか。それはどこですか。3、し尿処理施設、特環下水道処理施設の合同処理計画が12月以降、急浮上しました。合同処理計画の実績は把握していますか。4、後期高齢者世帯、及び空き家家屋の持ち主に加入を義務づけますか。5、ダム湖に生活排水処理水が入ってはいけないという規定はありますか。6、生活排水が鹿島川に流入しなくなった場合、鹿島川の流量の変化、生態系の変化はどうなりますか。7、設楽町は5月1日現在人口5,346人、将来推計人口は、広報したら6月号記事によりますと、3千人弱です。移住政策が功を奏した、成功した場合でも3千人弱です。現在人口が設楽町の4倍、23,000人の美浜町が、将来の大きな財政負担を主な理由として、下水道計画見直しへ方向転換することについて、町長は、どのように御感想をお持ちでしょうか。8、当初、下水道整備区域とされていた清崎・田内地区の合併浄化槽整備計画はどうなっていますか。9、特環下水道利用

料金「1,500円+500円×人数」は供用開始以後、値上げしないで運用できるのですか。10、農業集落排水・特環下水道利用世帯の利用料と合併浄化槽使用世帯の管理費用額には大きな差額が出ます。この差異に対する手当はどうする予定ですか。

最後に4件目です。介護予防のさらなる強化についてです。町内全地区に「ロコモティブシンドローム予防教室」が広がり、参加者の自主運営で健康寿命を延ばしていることは、参加者の誇りと喜びになっています。将来の医療費や介護費用縮減につながるものと想像できます。これは町及び関係機関の有効な支援の成果であると高く評価します。さらに、実態をよく見ると、離れた集落に住んでいる事やいっそう高齢化した事などのために教室へ集まるのが難しい住民も多くあります。また、国を挙げて認知症対策が強化されている今日です。1、介護予防のさらなる強化について、課題と展望はいかがでしょうか。2、要支援、要介護1・2程度の被介護者も含む、家庭介護をしている2人世帯の支援はどのようになされていますか。以上、項目たくさんになりましたが、時間が限られていますので、執行部の皆様には簡潔明瞭なご答弁でご協力をお願いいたします。

町民課長 それでは、子育て支援の更なる充実について、お答えいたします。放課後児童クラブについて、田口、津具、名倉の在籍者数を待機児童の数と含めて申し上げます。田口14人、津具13人、名倉11人です。待機児童の数は、ありません。清嶺・田峯小学校区で子どもの居場所が必要なことを把握しているかについては、直接伺ってはいません。清嶺・田峯小学校区児童の放課後児童クラブの整備プランはどのようかについて、場の選定、指導員の確保が必要となりますが、まずそのめどがあるかないかとあわせて、保護者の方のご要望を伺って進めていきたいと考えております。長期休暇時の児童クラブ対策はどのようかについて、学校の夏休みに児童クラブは行っています。時間は午前9時から午後5時です。第3子未満児の保育料無料化についてお答えします。未満児の保育所利用優先順位はどのようかについては、優先順位は、一概に言えませんが、就労の状況などや家庭の状況などにより比較した結果、優先順位が決まることとなります。第3子が未満児で入所せず、県事業の第3子未満児保育料無料化の恩恵が受けられない家庭があることについて把握しているかについて、保育料無料化は保育園に入所している方が対象ですので把握していませんが、町と県の制度は、町の保育料無料化を受けている方の中に県の助成を受けている方がいます。県の事業が受けられない方も町の第3子の無料化では同じ扱いとなっています。未満児要件を取り除いた第3子保育料無料化の独自施策をとるかについてです。子育て支援施策は、さまざま支援が考えられますが、当面は、現在の制度を継続してい

きたいと考えております。延長保育、一時保育についてです。延長保育、一時保育の利用者数は、平成26年度、延長保育15人、一時保育10人です。延長保育が短いと感じている保護者があることを把握しているかについては、直接伺ってはおりません。延長保育時間の設定の根拠は何かについては、延長保育の保育時間は午後4時から午後5時30分です。延長保育を決めるにあたっては、職員の勤務時間により現在の時間としております。シフト勤務をすることにより5時30分まで対応が可能なためです。一時保育受入の要件は何かについては、保護者の就労形態等により家庭における保育が継続的に困難となる。保護者の疾病、災害・事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭など緊急かつ一時的に家庭保育が困難となるという要件があり、対象となる児童は10カ月以上で集団保育が可能である児童です。次に障がいを持つ児童の支援についてです。肢体不自由児の保育所、普通学校受入の今後の課題と展望はどうかについては、課題としては施設面、人材面があると思います。肢体不自由児の保育所受入れについては、段差の解消などの施設面での不都合は少なくなってきました。受け入れる職員については障がい児保育についての知識を身につけるよう研修を受けることを始めています。保育を行っている職員ですので一度に多くの職員が研修を受けることが難しいため、順次研修を受けて知識を持った職員を増やしていきます。発達障害について、5歳児健診後の相談体制はどうかについてであります。5歳児健診については、設楽町では、小児精神科の医師、あるいは発達障害を専門とする医師の確保ができないため、健診は行っていません。代わりに保育園年長児を対象に「すこやか子ども相談」として、感覚統合や概念形成に関するスクリーニングと、行動特性に対する育児や支援方法について助言を行うとともに、関係者の情報共有の機会としております。

生活課長 失礼いたします。それでは、2点目と3点目の空き家対策と、生活排水処理計画について、お答えさせていただきます。まず2番目の空き家対策についてですけれども、最初の本町の空き家等の所在や所有者の調査はしているかというところでございますが、町の空き家の状況は、平成19年に空き家バンク事業の立ち上げの時に、区長さん等の聞き取り及び住宅地図を基に調査をし、結果は、町内2,335戸のうち379戸でした。それ以降、空き家に関する調査は行ってございません。2点目の将来的に増加が見込まれる空き家対策について空き家の有効活用をしているかということでございますけれども、空き家の利活用の件でございますので、企画ダム対策課の方で、答えさせていただきますので、よろしく申し上げます。

企画ダム対策課長 空き家の有効活用についてお答えをさせていただきます。地方創生の各地域の将来ビジョンを作り上げていく中で、地域・集落単位の

移住可能な空き家の選定ですとか、所有者との調整、入居者との面談など、地域集落の協力を得ながら、新しい地方創生総合戦略の中で移住定住施策として、重要な施策であるということを認識しております。町が取り組む空き家の活用施策とすると、これまでの奨励金制度の再検討も含めて、1、まず家主が空き家を貸しやすくするための条件整備、2つ目として、空き家利用者が移住しやすくするための援助、それから3つ目は、移住受入れに対して地域住民の協力体制が醸成できること。これらの3つの立場から移住に結びつけられるよう、町がそれぞれを支援するシステムを作り上げる必要があると思っております。1つ目の空き家の家主への対策としては、従来ありました空き家提供者奨励金の拡充、2つ目の空き家利用者への対策としては、リフォーム費用の補助制度の新設、3つ目の集落への受け入れ体制の支援ということで考えとしてございます。また、空き店舗機能を生かして、職業もセットして起業を希望する移住者に的を絞った仲介施策ですとか、地域協力隊活動と関連させまして、空き家紹介業務を専門に行う協力隊員ですとか、空き家対策は移住に関して、すぐに取り組むべき対策ですので、可能な施策を進めていきたいと思っております。

生活課長 3、4点目について答えさせていただきます。その前に、先ほどの1番の調査結果の戸数でございますが2,335戸でした。失礼いたします。3、4点目の問いについては、関連性がございますので、同時にお答えさせていただきます。空き家対策特別措置法が、平成26年11月27日に公布され、平成27年2月26日に基本指針が決定をし、同法が施行され、5月26日には、関連の規定が整備され、自治体の権限が法的に位置づけられました。この空き家対策特別措置法の施行を受け、今後、町の方針として、国・県の財政措置も考慮しつつ、空き家等対策計画を定め、空き家等の所在や所有者の調査などの実態把握をしていきます。空き家対策特別措置法の第2条第2項に定められている「特定空き家等」の判断認定は、自治体に委ねられています。「特定空き家等」と認定した場合、市町村長は、その所有者に対し、除却、修繕、立木竹の伐採等、その他生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言または指導、勧告、命令ができるようになりました。しかし、個人の所有財産を処分させるということから、この判断認定については、慎重に行わなければなりません。詳細な基準や対応方法を決定するために、条例の制定によって、空き家対策特別措置法第7条にある「協議会」を設置し、対応していく必要があるものと考えます。

引き続きまして、3番目の御質問の設楽町生活排水計画についてですけれども、その中の1番の特環下水道の地区説明会の出席率はどれほどか。懸念する主な意見はどんなものであったかということでございますが、田口地

区公共下水道事業についての説明会は、平成 22 年 2 月に田口・清崎・田内地区を対象に説明会を行い、平成 24 年 2 月にも田口・清崎・田内地区を対象に説明会を行ってきました。そして、昨年度 10 月から 11 月にかけて、田口地区の各行政区 5 会場において 9 回説明会を実施しました。その時の出席率は 41.2%でした。この時の説明会で意見、質問等をいろいろいただきました。懸念する意見の主なものは、1 として、分担金に関しては 3 点ございます。設楽ダム建設による額面の軽減について、高齢者への減免・軽減について、納付方法についてです。2 番目として使用料に関しては、金額の設定についてという 1 点に絞りました。3 点目の事業計画に関しては、7 点がございます。対象家屋について、計画スケジュールについて、財源計画について、国の汚水処理方針について、接続義務について、集合処理と個別処理の処理方法の違いについて、町民説明についてでした。4 番目として宅内排水設備工事に関しては、6 点にまとめました。工事費用について、工事費用の助成について、既設浄化槽の処分方法について、接続方法について、指定工事店について、接続申請についてでした。以上について、意見等をいただきました。なお、詳しい質問の内容は、平成 27 年 2 月 25 日に行った会議の資料として、田口地区の議員の皆さんには、すでに提出させていただいています。この意見の中で、関係地区の皆さんから一番多い意見としていただいたのは、「接続にあたり自己負担しなければならない」「加入分担金、宅内排水設備工事費等について減免、軽減、助成」「納付方法」等について検討してほしい旨の要望を受けました。

2 点目の特環下水道供用開始人数 1000 人からの計画は、他にあるかということですが、計画処理人口が 1000 人規模の特定環境保全公共下水道施設を整備した地区は、全国で 1000 人以下の規模が 30 施設、1300 人以下の規模では 48 施設となっております。近隣で申しますと、長野県天竜村が 930、奈良県奈良市が 930 人でございます。

3 点目のし尿処理施設、特環下水道処理施設の合同処理計画が 12 月以降、急浮上した。合同処理計画の実績はどうかということですが、汚水処理施設の中には共通する処理工程もあり、共同で利用する方が効率的になる場合が多いことから、平成 7 年度に汚水処理施設共同整備事業が創設されました。国土交通省のホームページには、少しデータは古いですが、全国的で合同処理施設とした箇所は 64 市町村、67 施設整備した実績があることが掲載されております。

4 点目の後期高齢者世帯、空き家家屋の持ち主に加入を義務づけるかということですが、下水道では、公共下水道が整備されても、各家庭の生活排水が公共下水道に流入されなければ、公共下水道の目的が達せられ

ないために、公共下水道の供用開始が開始された場合における、排水区域内の排水設備の設置義務を下水道法第 10 条で定めています。さらに、処理区域内において汲み取り便所が設けられている建物を所有している方に対し、供用開始から 3 年以内に水洗便所に改造する義務を下水道法第 11 条の 3 で定めています。しかし、法律ではこのように定めていても、現実的には強制的な加入、接続等は難しい状況であることは、全国的に整備したところで起こっていますので、整備後の接続にあたっては、加入分担金、宅内排水設備工事費等について、設楽町下水道等事業審議会、議会にお諮りをし、円滑な排水区域内の早期加入促進に努めていくように考えております。

5 点目のダム湖に汚水処理水が入ってはいけない規定はあるのかということですが、国土交通省設楽ダム工事事務所に問い合わせしましたが、「そのような規定はありません」との回答を受けています。

6 点目の生活排水が鹿島川流入しなくなったときの流量の変化、生態系の変化はどうかということですが、鹿島川の管理は設楽町であり、砂防河川に指定されていますので、施設は愛知県、松戸地区に降りていくところにある変電所の付近までは、設楽ダムの関係で 1 級河川となっており、管理は国土交通省が行っています。設楽ダムの関係で 1 級河川となっていますので、国土交通省設楽ダム調査事務所のところから、鹿島川における水環境の調査を行っていますが、流量と水質の相関を取るための調査であり、生態系調査ではございません。また、公共下水道での環境調査は行っていません。よって、現在は、田口地区の合併浄化槽で処理された放流水、単独浄化槽で処理された放流水、単独浄化槽及び汲み取り便所の家屋からの生活雑排水が、鹿島川に流れていますが、下水道が整備され、全て公共下水道に流された場合の鹿島川の流量が減少する事による生態系への影響はわかりません。しかし、下水道が整備され、全て公共下水道に流されれば、鹿島川に流れる水質は大腸菌群数等が減少し、公共用水域の水質保全が図られることは明白でございます。

7 番目の質問に対しては、あと町長がお答えをいたします。

とばして 8 番目でございますが、当初、下水道整備地域とされていた清崎・田内地区の合併浄化槽整備計画はどうなったかということですが、田口の公共下水道事業の処理区域に含まれていた清崎・田内地区は、地区からの要望を受け、議会にお諮りをし、集合処理方式である特定環境保全公共下水道排水区域から個別処理方法である個別合併浄化槽への変更手続きを平成 24 年度に行いました。市町村が主体となって、戸別の住宅等に浄化槽を設置して管理責任者となる合併浄化槽整備方法を「市町村設置型」と言いますが、事業方式には、国庫助成の対象となる「浄化槽市町村整備促

進事業」と、市町村が単独事業として実施する個別排水処理施設整備事業があります。設楽町としては、清崎・田内地区の整備事業を国庫助成の対象となる「浄化槽市町村整備促進事業」での検討を進めております。当事業を進めるには、愛知県に申請を行うこととなりますが、愛知県内では「浄化槽市町村整備促進事業」を導入する市町村が今までなかったため、県の要綱等が整備されていません。現在、愛知県環境部水地盤環境課と「浄化槽市町村整備促進事業」について調査、研究、調整しております。「浄化槽市町村整備促進事業」について詳しい内容、条件等がはっきりしましたら、清崎・田内地区へ説明に行こうと考えております。

9点目の特環下水道利用料金「1500円+500円×人数」は供用開始以後、値上げしないで運用できるのかということですが、下水道使用料とは、下水道施設は町が住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための公の施設に該当すると解釈されており、施設の利用者が納めていくものです。設楽町のような都市計画法区域外の地域で公共下水道を整備する場合は、地方自治法第225条に基づき、「使用料を徴収することができる。」とされており、町の条例で定めなければなりません。具体的には田口地区の使用料や分担金の額については、一部供用開始の告示までに町の条例等を整備していきます。使用料及び加入分担金の額が決まる過程は、町長から設楽町下水道等事業審議会へ諮問し、審議会で料金設定や料金設定根拠等について、審議された内容をまとめた審議会からの答申を受け、町は条例を整備し、議会に諮り、議会で承認されれば、使用料金等の金額が決定していきます。また、変更等の必要が生じれば、同時に設楽町下水道等事業審議会へ諮り進めていきます。よって設問の金額設定は、現在の農業集落排水の使用料金の設定であり、田口地区の公共下水道事業の使用料を設定するときには、農業集落排水の使用料金設定も含めて、改めて設楽町下水道等事業審議会及び議会へお諮りし、決めていきますので、使用料金の変更の必要性が生じないよう、検討、調整して進めるように考えております。

10番の農集排の件ですが、前の設問9で説明しましたが、特定環境保全公共下水道施設が整備されるときに、集合処理方法である農業集落排水施設や特定環境保全公共下水道施設の使用料金が決まりますが、その年間の使用料金と同人数の個別合併浄化槽の年間の維持管理費の差額については、どちらの負担額がどの程度高いかは、現段階では判断できません。さらに、差異に対する手当を施し、全てを平等にする方向性も現在では決まっておりません。仮に、全てを平等にするのであれば、町内全ての戸別の住宅等の浄化槽を町の施設とし、集合処理と同様な使用料や加入分担金の料金体系としなければ平等にはなりません。現段階では、そこまで広げた検討はしており

ません。以上です。

町長 御質問の7番目の、美浜町の下水道の見直しへ方向転換をしたが、設楽町長はどう感じるかと、こういう御質問についてお答えをいたします。4月に行われた美浜町の町長選挙で、新たな町長さんが当選されたことは承知をしております。新町長さんにおかれましては、美浜町民のために頑張っていられるのだろうと思っておりますが、今後の美浜町の汚水処理計画が、公共下水道事業の処理区域を縮小するのか、また公共下水道事業を全て廃止して、約24000人の美浜町を、今後10年間で公共下水道以外の方法で整備するかということなど、どのような方向に進まれていくのかわかりませんが、他の自治体の汚水処理計画がどのような計画であっても、設楽町といたしましては、町の汚水処理方法として、各種汚水処理施設の特性、また地形、地理的条件、そして水質保全効果、そして経済性等を検討して、効率的かつ適正な整備方法を設楽町汚水構想として取りまとめていき、田口地区は公共下水道事業を進めていこうという考え方でございます。

町民課長 それでは4番目の質問についてお答えいたします。介護予防のさらなる強化について、介護予防の課題と展望はどうかという御質問でございます。介護予防活動は町内全域に広がりました。町は地域介護予防活動支援交付金を支出して活動を支援しています。高齢化により教室の場へ集まることが難しい方は、会員の方が送迎することもあると聞いています。運動については教室でしたことを自宅でやっていただくことでそれなりの効果はあると思いますが、サロンなどは、集まることが精神的な張り合いや生き生きした生活にもつながると思っておりますので、近所で少人数でも集まるようなことができると思います。地理的条件などで難しいこともあります。認知症対策については町内で認知症サポーター育成講習が開かれており、このような機会を通じて多くの方が理解を深めていくことが必要であると考えています。

次に要支援、要介護1・2程度の被介護者を含む二世帯の支援についてでございます。要支援、要介護1・2程度の方の二世帯について特別の支援は考えておりません。その他の要支援、要介護の方と同じ支援を行ってまいります。以上です。

5 金田 ご丁寧な答弁ありがとうございました。では、時間ももうほとんどありませんので、説明を少なくして、結論でお答えをください。子育て支援のさらなる充実についてのところの、夏休み等の長期プランについて聞いたり、それから清嶺・田峯について聞いたりしたのは、必要があるとおっしゃっている方がいるからなんですが、いつも人材不足、指導員不足とか、場所が適切などところがないだとかって、そういうことでできないという理由をさが

しているのではなくて、なんとかできる理由をさがして、していただきたいと思って聞きましたので、戦略的な子育て支援策が充実しているということは、まちづくりの戦略になると思いますので、その点については、できないことを数えるのではなくて、障壁になっていることを1個1個クリアするというお考えがあるかどうかをお尋ねしたいと思います。

それから2番目の空き家についてですが、空き家についての解決策は特定空き家をどうするか。撤去するとか、処理していくということと、あとは活用についての、この2つの道しかないというふうにいわれています。特定空き家のことについては、国も法律を整備してくださいましたので、きちんと調査をして、十分な話し合いで進んでいくと思われませんが、もう一方の戦略的な活用については、先ほど、課長さんが答弁してくださったように、計画をもってきちんとしなければならないと思います。とりわけ、地域の住民の方々の危機感というか、移住定住に対する危機感があって、熱心な移住定住政策がないといけないと思うのですが、そのへんの地域へのインセンティブというのはどのようにお考えかということをお聞きします。

それから3つ目の下水道計画についてのことですが、たくさんあるので、ここでまとめて1個と言えないのですが、財政面の試算、よその町は初期投資がたくさんあるので、財政面の負担ははっきりわかって反対されることもわかるのですが、うちの場合は、ダムに関連する費用とかがあってやろうということが決定できると思うのですが、財政面の試算についてもう少し細かくしていただくということと、それと高齢者等への加入についてですが、合併浄化槽を新たに整備されて、たくさん費用をかけて、もちろん補助金ももらってはいますが、整備されている方がまだまだ使える合併浄化槽、「これ、使えなくなったらじゃいけないの」というふうな考えてらっしゃる方もいるのですが、そのへんの、3年以内とかいろいろの制約があるんですが、そのへんな柔軟な考え方はあるのかどうかということをお聞きします。

それから4件目は、介護者の負担について非常に大きくなってきています。国も家庭介護をおすすめになっていたりするし、みんなで介護予防をしたりして、ちょっとでも元気でいようとしているのですが、介護が必要な方がたくさんになってきましたので、介護者の負担が非常に大きくなっているということがありますので、その方はサロンにもロコモ教室にも安気に出かけられないという状況がありますので、そのへんの支援についてはどのようにお考えか、以上、伺います。

町民課長 まず1点目の児童クラブの件に関してでございます。御指摘のように場所と指導員の確保等が障壁となっております。これを取り除く気持ちがあるかという問いでございますが、そのように進めてまいります。津具を始

め、田口を始めたのち、そのように名倉も進めてまいりましたので、まずその懸念がありますので、そこを取り除くような努力をまず進めてまいります。その後、できるような方向を考えてまいりたいと思います。

それと簡潔にということでございますので、介護者の負担について、ついでにお答えさせていただきます。介護者の負担については、もちろんあるということで、2人世帯ということをお聞きされたと思っておりますが、1人世帯、2人世帯、3世帯でも同じようなことで、介護される被介護者の方がおられる家庭では同じ状況であると思っております。そのようなために、介護サービスというものがありますので、そういうものをうまく利用していただけるようなプランを作成し、そういう見方をさせていただければと思っております。方策につきましては、とくに2人世帯のみについて考えていないというのは、先ほど申し上げたとおりでございます。

企画ダム対策課長 空き家の有効活用と地域づくりとの情勢という件でございますが、先ほど申しましたこれまでの奨励金制度の再検討も含めまして、今年行う、その地域創生の各地域の将来ビジョンをつくり上げていく、集落での話し合いというところが、今回の大きな重点であろうと思っております。地域で移住者を入れていきたいという思いをつくりあげていきながら、この空き家施策、空き家の掘り起こしというところを進めていく考えでおります。

生活課長 財政面の負担ということですが、建設する方は、今、議員言われたように、ダム事業、国庫補助金とあるわけでございますけれども、維持管理費のことでよろしいですか。当然15年たてばポンプ等消耗してくるわけですが、そのときはですね、国の補助制度でございまして、下水道等長寿命化支援制度というものがございます。そういう国庫補助金の補助制度の利用だとかですね、それからまた水源地域の関係で、水源基金がございまして、そのへんを利用しながら行いたいと思っております。合併浄化槽と下水道の維持管理の関係でよろしいですか。金額的にはですね、まず下水道なんですけれども、仮に1,500円とした場合に3人で500円×3で、年間、それに12かけると40千円ほどになります。合併浄化槽につきましては、現在、法定の検査ですとか、電気料と、それからまた30年、合併浄化槽の施設替えも自分で負担しなければなりませんので、換算するとですね、7人槽では50千円くらい。10人槽では53千円くらいになりますので、現在のところ合併浄化槽よりの下水道のほうが維持管理費はかからないということでございます。

5 金田 選挙以後、初めての議会でしたのでたくさん聞いておきたいことがあって、深い追求ができませんでしたが、今後、機会をとらえてやっていきたいと思っております。

執行部の方をお願いしたいことは、とにかくできないことを数えるのではなくて、可能性にチャレンジして攻めのまちづくりを、ぜひお願いしたいということ、強く申し上げたいと思います。以上で、金田文子、一般質問を終わります。

議長 これでは、5番金田文子君の質問を終わります。

---

議長 次に、2番河野清君の質問を許します。

2河野 2番河野清、よろしく申し上げます。初めての一般質問でちょっと上手くいかない面があるかもしれませんが、よろしく申し上げます。1件目、つく診療所医師常勤化について質問いたします。設楽町唯一の公立の診療所であり、津具地区のみならず、設楽町民、近隣町村住民にとって拠り所となっていたつく診療所に常勤の医師がいなくなって2年以上になります。平成25年3月に前任医師が退職される事になり、住民は大変驚き、横山町長に説明を求めて支所会議室に多数が集まりました。町長はその時において、事ここに至った不明を詫び、後任の常勤医師確保のため努力することを約束されました。住民による「4月以降のつく診療所の常勤医師を求める署名」も極めて短期間に津具住民の9割を超えるものが集まり、その民意は悲願といえるものがあります。しかるに、その4月初旬は週2日の東栄病院からの医師派遣に留まり、患者も医師も過重な負担を負うことになり、その後1日新城市民病院からの派遣が加わりまして、週3日の診療態勢となって、今日に至っております。それも2年の月日が経ち、東栄病院からの神谷医師もこの春に交代され、新城からの医師も二人交代制となっており、住民患者としては「かかりつけ医師」という感覚を持たず、医療への不安は大変多いものがあります。現実に休診日による医師不在のために、適切な初期治療が受けられず尊い命を落とされる方も出ております。このままかような医師派遣態勢が続き、かかりつけ医師と呼べないような状態が続くことは許されません。津具地区には以前は3つの医院がある恵まれた所でありましたが、医師の高齢化が進み、将来を見越して公立の診療所が必要と考えられて、合併以前から前町長が大変御尽力され開設にこぎつけたもので、これだけは今後も残してもらいたいと言いつつ残されたと聞いております。今後ますます公立の診療所の重要性は増すものと、私は考えております。横山町長におかれましては、つく診療所医師の常勤化について、この間どのような努力をなされ、現状についてどのように認識され、今後どのような施策、方針をお持ちかその所信をお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、2件目、設楽ダム建設に関し、新たに浮上した地質、地盤問題について質問します。昨年末の定例会において、田中議員も質問されて

いますが、設楽ダム建設予定地周辺は地質、地盤共にダム建設に適さない危  
うい所であるという新たな知見が発表されました。町当局もそれが事実であ  
れば重大な事態になると認識され、精度の高い地質調査について課題があればそれを事業者に伝える、と答弁しています。先日、5月29日に、全員協  
議会において国交省の担当職員の方に、私が「水漏れダムの存在」について  
質問しましたところ、「水漏れダムなど聞いたことがない。日本にそのような  
ダムはない。」と、はっきりと答弁しました。そこで帰ってインターネット  
で調べてみました。「水漏れダム」で検索しますとすぐに出てきます。造  
ったけれども役に立たなかったダム、溜め込んだはずの水が漏れ出してしまう  
ダムとして、熊本県の大蘇ダム、北海道の東郷ダム、栃木県の八汐ダム、  
岐阜県の丸山ダムが出てきました。国交省のダム担当の職員がこの事を知ら  
ないはずはありません。もし知らないとしたら、それは職務怠慢ということ  
です。その職員の公式の議場でこのような答弁を、事実と反する答弁をした  
ことは許しがたいことであり、私は大変不信感を持ちました。このような嘘  
を公然と言ってはばからない国交省が言うところの「設楽ダムの地質は安全  
である」との主張はとてそのまゝ鵜呑みにすることはできません。この件  
については、過日5月9日土曜日に奥三河総合センターにおいて嘉田由紀子  
前滋賀県知事、今本博健京都大学名誉教授、鈴木輝明名城大学特任教授、市  
野和夫元愛知大学教授をお招きし、「「どっこい！生きてく設楽町」持続可能  
な地域社会の構築に向けて」と題してのシンポジウムが開かれ200名以上の  
聴衆を集めました。その聴衆の半数が地元の設楽町町民です。残り4割が愛  
知県民、残り1割が県外ということでありました。設楽町民の関心が大変高  
いものをそのとき感じました。嘉田前知事は「滋賀県の経験を踏まえて設楽  
町民に伝えたいこと」として3つのもったいない政策、1、税金の無駄遣い  
をしない 2、子ども・若者の未来にフタをしない 3、琵琶湖・自然を破  
壊しない を2期8年間行い実現してきました。未来世代、特に若い女性が  
この町に住みたいと言えるような設楽町にしてほしいと述べられました。他  
に「ダムに頼らない豊川の治水」として我々が一番に目指すべきは「住民の  
生命を守る」こと、そのために堤防が切れないようにする対策をすることこ  
そが大切だと。適確な避難体制を整え、適切な避難を実施すれば生命を守る  
ことは困難ではないと3・11東北震災と津波被害を例に述べられました。ま  
た三河湾と豊川とのかかわりでは、三河湾のアサリの生産量は国内産の60  
～70%を占めるに至り、六条潟の果たす役割は計り知れず愛知県の貴重な資  
源、財産であり、豊川から海に注がれる川の水量と土砂をこれ以上減らさな  
い事が大切と述べられました。そして最後に極めて注目したのが「本当に危  
ない地質・地盤」として話された、計画されているダムサイト周辺には活断

層が走り、地質もダム湖沿岸となる田口や小松地区一帯は新第三紀層と呼ばれる新しい堆積層からなっており、その地盤は水を透しやすく、ダム湖に水が溜まると地下水の悪影響や地盤の液状化、漏水、地すべり等をおこす恐れが強いと述べられました。町長におかれましては、そして我々議員におきましても、町民の生命と財産を最優先に守るべき重い責任があると考えます。ここは賛成とか反対を超えて、第三者機関コンサルタントに委託し純粋に学術的検証を行い、ダム建設の適否について意見を聞く機会を持つべきではないかと考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。それでも安全であるとの結論が出されれば納得もできますが、現状のまま国交省の安全宣言を鵜呑みにすることはとてもできません。東南海巨大地震も予想される中、ダム関連の地すべりや土石流などを招き田口地区や下流域の住民に取り返しのない被害を出して、それを想定外だったというわけにはいかないと思います。精度の高い信頼できる地質調査を国に要求していく上でも、町民の関心、不安に答える上でも、科学的根拠に基づくダム建設の検証を行い、その上で国の結論と異なる答えが出た場合は、ぜひ住民公開のもと、賛否両論を闘わす場を持っていただきたく、公聴会のような場を開いていただけませんか。この2点について町長の所信をお聞かせ願いたく思います。以上2点、質問いたしました。

津具総合支所長　それでは、津具総合支所管理課から第1点目のつぐ診療所医師常勤化について、お答えをさせていただきます。現在、つぐ診療所の医療体制は、ご存じのとおり、東栄病院から月曜日と木曜日の週2日、新城市民病院から火曜日の週1日の派遣医師により診療が行われています。新城市民病院からの派遣につきましては、愛知県へき地医療支援機構の実施しております医療従事者の派遣業務によるものでありまして、診療日に新城市民病院から派遣できない場合には、他の拠点病院から派遣をしていただけるということとなっております。また、拠点病院の方でも医師が不足してきている状況の中で、医師をつぐ診療所に派遣していただくこと自体がなかなか難しいことになってきているというのが現状となっております。次に、常勤医師の確保につきましては、この慢性的な医師不足の中、特に北設のような山間地域では深刻な問題となっております。地域に相当な魅力があったり、処遇の面でも優遇されなければ医師が常駐するということは難しいものだと思っております。しかしながら、設楽町の方針としましては、常駐医師の招聘を行い、医師を確保することには変わりありません。医師確保に向けまして、県及び関係機関へ働きかけをしておりますけれども、医師不足ということでこれといった打開策はないというのが現状となっております。平成25年12月に、北設楽郡内において、医療従事者等の減少や人材確保の困難さが顕著に

なりつつある中で、町村単独での医師の招聘には限界があり、東栄病院を核としながら3町村で協力して医師の確保を目指していくことを主眼といたしまして、今後の医療体制の健全な維持や住民の不安感を解消する方策について協議するため、「北設楽郡医療等に関する協議会」を設立いたしました。その協議会の中で、医師不足の対応方法、東栄病院の医療体制、つぐ、豊根、富山診療所の医療体制を協議しまして、東栄病院や新城市民病院の御理解をいただきまして、つぐ診療所では、週3日の診療が継続できることとなっております。また、診療に加えまして、つぐ診療所では、27年4月から協議会事業の週1回理学療法士による訪問リハビリを行ってきておりますけれども、毎回15名前後の参加者があり大変好評となっております。その他、27年度には、電子カルテ導入に伴う研究や医療情報の共有化を図るための地域医療ネットワーク基盤整備事業など医療対策を講じていくこととなっております。そうした一つひとつの事業の積み重ねが、住民の方の不安の解消に繋がって行くものと考えておりますし、医療機関との接点を密にしていくことにより医師確保への道が開けていくものと考えております。以上です。

企画ダム対策課長 設楽ダム建設に関しましての地質地盤問題についての中のポイントの1つ目でありまして、賛成反対を超えて、第三者機関のコンサルタントに委託し、純粹に学術検証して、ダムの建設の適否の意見を聞く場を設ける考えはあるかという質問でございます。地質地盤の安全性に関する議論については、ダム建設計画の初期の段階から議論や詳細な調査が行われ、疑念があれば、国の責任においてそれを取り除く工法などについて検討がなされ、万全を期して計画が進められ、本体着工へ進められるべきと考えとおります。ダム工事事務所の説明では、ダム予定地での岩盤の強度は調査済であるということ聞いております。これらの問題は、ダム建設事業者である国土交通省の責任において、ボーリングなど岩盤の強度調査などを明らかにすべき事案で、町が独自に学術的調査をするということはありません。2つ目でありまして、賛否両論の公聴会を開く考えはあるかということでありまして。国土交通省の地質ボーリング調査の結果は、設楽ダム工事事務所から開示請求によって、公表をされております。もし、ほかの団体が別の詳細な地質調査を行いまして、国土交通省と異なった結果が出た場合は、国土交通省の責任において、必要に応じて明らかにすべきものと考えております。これに関して、町が公聴会を開くという考えはもっておりません。現在住民などから不安視をする声があることは承知をしております。これは事業者において、住民の不安解消に努めるよう、国土交通省へしっかり伝えてまいります。

町長 それでは、私からもお答えをさせていただきます。最初の津具の診療所の医師常勤化についてでございますが、つぐ診療所の医師については、常駐

医師がいなくなって、津具の地域の方々には大変な心配をおかけする状況となっております。私といたしましても、ぜひ常駐医師が滞在できるよう、これを願う中で、努めている状況ではございますが、なかなかすぐには確保できないのが現状であります。今後にもむけても引き続き努力をしていく考えでございます。一方で、診療所の診察が受けられる体制をつくり上げるということで、これへの努力に努めてきているところでもありまして、現在までに、東栄病院、新城市民病院からの御協力をいただいて、週3日制で医師を派遣していただいているところであることは、御承知のとおりです。現在の診療所における診察体制を続けていくということで、両病院また派遣に努めていただいております愛知県健康担当局、また愛知県僻地医療支援機構の皆さんには、感謝をしているところでございます。町長の一人の力で努力をしても、なかなか医師を確保するということが、そう簡単にはいかないということが現状であります。しかし今後もこの体制維持に努めてまいるとともに、引き続き本来の常駐医師の確保にも努力をしてまいります。現状は非常に厳しいのが実態でありますけれども、今後さらにこれにむけて関係医療機関との緊密な情報収集にも努めていく所存でございます。

次の設楽ダムに関する調査についてでございます。設楽ダム建設を進めていく過程において必要となる調査については、企画ダム対策課長が申し上げたとおりでありますけれども、事業者である国土交通省設楽ダム工事事務所が全責任をもって行うことが当然なことであります。これは設楽ダムのこうした計画が表明されてから、ずっと41年間、いろいろな方々が、いろいろな方向から、この議論はしてまいりました。そうしたものの積み重ねの中で、現在はできあがって、こうした状況となっているところでもあります。一方で、地質調査を進めるについて、心配な向きがあるということで、そうした方々の御意見もあるということは、十分承知もしているところでもあります。しかしいかなる調査についても、そういった状況の中で、設楽町がこれにかかる調査を行う立場ではないと思っております。また国が進める調査の中で、仮に不合理なことや疑問なことがおきるとするのであれば、当然このことについて、起業者に説明を求めて、その結果によっては重大な判断に繋げていくことになる所存でありまして、したがってこうした重要な調査での結果等を明確にするために、専門学術資格、また高度な知識人、そうした方々によって、調査結果をまとめられることは当然のことだと思っております。こうした責任ある調査を行った上で、これに基づいて事業を進めていくということで、私は認識をしているところでもございます。今までにもこうした観点にたって調査報告がされていると思っているところでもございまして、このことはそういう意味でいけば、国もきちっとした対応を

していくということで、そうしたことをお互い信頼を築き上げる、こうした状況でなければならないと考えているところでもありまして、現在までのこうした調査については評価をしているところでもあります。こうした考えから、町が独自で調査を行うことは考えておりませんし、また賛否を問う公聴会を行うことも考えてはおりません。以上です。

2 河野 つぐ診療所医師常勤化の件ですが、なかなか医師を確保するってことは困難であるってことは重々私も承知していますし、そんなに簡単に見つかるとも思いませんが、でもやはり町民の望んでいるところは、あくまでも常勤の医師をつぐ診療所になんとか見つけていただきたいというのが、切なる願いでありますのでその点については、私は諦めるということはありませんし、これからも追求していきたいと思うのですが、それですから一挙に常勤化は難しいにしても、今、週3日の派遣医師による診療を週4日にするとか、週5日にするという、そういう派遣体制を拡充するというそういうことは、また努力やいろいろな探す行為の中で、それは可能ではないのかと、私は思っているのです。たとえば東栄病院もですが、ほかの医療団体、JA厚生連という組織もあります。そこから派遣するということだあってありえると思うのです。足助病院なんかはJA厚生連によって医師が確保されていると。全国にそういう医師を派遣するような体制もあると聞いております。そういう別な面も含めて、まず派遣医師をさらに1日でも2日でも増やせば、結果的にもし週5日派遣医師が来れば、形としては常勤医師のいる状態になるわけですから、そういう手立てを考えることはできないでしょうか。もしどうしても見つからないということであれば、僕もいろいろはあたってはいますので、まったく目途がなく質問をしているわけではありませんので、事務方の方といくらでも協力して、そういう派遣医師を増やすという方向で、何とか進められたらと思っておりますので、その点についてお聞きしたいと思えます。

それから設楽ダムの地質問題ですが、先回の国交省の職員の、まったくそんな、設楽ダムの地質は安全ですと、そうはっきり言ったのです。そのようなことを本当に設楽町としては、「ああ、そうですか」と、それで鵜呑みにしていいものかなと。福島原発問題だって「絶対に安全です」「絶対に爆発なんてしません」と言って、それを、各自治体は信じてやってきてああいうことになるわけですね。だから本当に国交省の安全宣言を「ああ、そうですか」でいいのだろうか。おきてしまって、これは想定外で話が違うじゃないかってことでは、もう取り返しがつかないので、多くの生命、財産が失われるようなことになりかねないわけですから、いろいろな委託をコンサルタントに、いろいろな行政で行っていますよね。それと同じ感覚で、わずか

な金額で委託、第三者として中立な立場で、もう一度国交省の調査を再調査するとか、その資料に基づいたものになると思うのですが、そういう形で、まずは委託することはできないのでしょうか。ということ再質問します。

津具総合支所長 診療所の件でございますけれども、週3日を4日ないし5日にはできないことかということでございますけれども、現実には、今、東栄から2人で、僻地支援機構から1人、火曜日来ておりますけれども、その僻地のほうにつきましてはですね、実はぎりぎりでございます、僻地拠点病院というのがございまして、愛知県がんセンター愛知病院、それから東栄病院はじめ7つの病院が拠点病院ということで指定はされておりますけれども、その中でなんとか現状として火曜日に1名派遣していただいているという現状でございますので、そういうのも後2日余分にとというのは、非常に病院の側でも医師が不足しておりますので、大変きついものだと考えております。いろいろな方法があると思いますので、探っていきたいと思っておりますけれども、今、現状はそういうことになっておりますので御理解いただきたいと思っております。以上です。

企画ダム対策課長 同じ答えになるかもしれませんが、事業者の責任において行っている事業ですので、町として委託をすることはありません。

2 河野 この問題はどちらも住民にとっては切実な生命財産に関わることで、これからも討論していきたいと思っております。常勤の医師を捜すのは厳しいというのはわかりますけれども、可能性はないとは思っていませんので、これからも支所長のところに通いまして、いろいろと協議したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。質問を終わります。

議長 これで、河野清君の質問を終わります。

お諮りをします。休憩をとりたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

(「異議なし」のこえあり)

議長 14時30分まで休憩とします。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時32分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、報告第3号「平成26年度設楽町一般会計継続費繰越計算書について」から日程第11、報告第8号「平成26年度設楽町情報ネットワーク特別会計繰越明許費繰越計算書について」を一括として議題とします。本案について説明を求めます。

副町長 報告第3号「平成26年度設楽町一般会計継続費繰越計算書について」、平成26年度設楽町一般会計継続費に係る繰越計算書を別紙のと

り調整したので、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により報告する。平成 27 年 6 月 9 日提出、設楽町長横山光明。1 枚はねていただきたいと思います。平成 26 年度、27 年度の 2 箇年の継続事業として実施しております町営杉平向、仮称でございます、住宅整備事業について 26 年度支出額が決まりましたので、平成 26 年度の予算残額を 27 年度に繰り越す金額 84,377 千円について、法に基づきまして、計算書を作成し、報告をするものでございます。

続きまして、報告第 4 号「平成 26 年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」でございます。報告第 4 号「平成 26 年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」、平成 26 年度設楽町一般会計補正予算（第 1 号、第 5 号及び第 6 号）につきまして、第 2 条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。平成 27 年 6 月 9 日提出、設楽町長横山光明。1 枚はねていただきますと、繰越計算書、別紙が添付してございます。事業名の町制要覧作成事業から町道八橋天堤線改良事業の 12 事業につきまして、平成 27 年度に繰り越して支出することを議会で認められましたので法に基づき計算書を作成し報告をいたします。平成 27 年度への繰越額、財源内訳等につきましては、表に記載のとおりでございます。続きまして、報告第 5 号「平成 26 年度設楽町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について」、平成 26 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）第 2 条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。平成 27 年 6 月 9 日提出、設楽町長横山光明。1 枚はねていただきたいと思います。事業名の電算システム改修事業につきまして、平成 27 年度に繰り越して支出することを議会で認められましたので、法に基づき計算書を策定し報告をいたします。平成 27 年度への繰越額、財源内訳等につきましては、表に記載のとおりでございます。続きまして、報告第 6 号「平成 26 年度設楽町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について」、平成 26 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）第 2 条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。平成 27 年 6 月 9 日提出、設楽町長横山光明。1 枚はねていただきます。別紙を御覧ください。事業名の電算システム改修事業につきまして、平成 27 年度に繰り越して、支出することを議会で認められましたので、法に基づき計算書を作成し報告をいたします。平成 27 年度の繰越額、財源内訳等につきましては、表に記載のとおりでございます。続きまして、報告第 7 号「平成 26 年度設楽町後期高

齢者医療保険特別会計繰越明許費繰越計算書について」、平成 26 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）第 2 条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。平成 27 年 6 月 9 日提出、設楽町長横山光明。1 枚はねていただきますと、別紙がございます。事業名の電算システム改修事業につきましては、平成 27 年度に繰り越して、支出することを議会で認められましたので、法に基づき計算を作成し報告をいたします。27 年度への繰越額、財源内訳等については、表に記載のとおりでございます。続きまして、報告第 8 号「平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計繰越明許費繰越計算書について」、平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 5 号）第 2 条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。平成 27 年 6 月 9 日提出、設楽町長横山光明。1 枚はねていただきます。別紙を御覧ください。事業名の設備更改事業について、平成 27 年度に繰り越して、支出することを議会で認められましたので、法に基づき計算書を作成し報告をいたします。平成 27 年度の繰越額、財源内訳等につきましては、表に記載のとおりでございます。以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は 1 件ごとに行います。報告第 3 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。報告第 3 号は終わりました。

---

議長 次、報告第 4 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。報告第 4 号は終わりました。

---

議長 報告第 5 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。報告第 5 号は終わりました。

---

議長 報告第 6 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。報告第6号は終わりました。

---

議長 報告第7号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。報告第7号は終わりました。

---

議長 報告第8号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。報告第8号は終わりました。

---

議長 日程第12、議案第52号「工事請負契約の締結について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第52号「工事請負契約の締結について」、次のとおり工事請負契約を締結したいので、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。1 契約の目的、田口小学校大規模改修工事、契約の方法、一般競争入札、事後審査型でございます。契約金額 118,800 千円、契約の相手方、愛知県北設楽郡設楽町田口字松洞 12 番地 1、株式会社遠山建設、代表取締役遠山唯史。平成 27 年 6 月 9 日提出、設楽町長横山光明。入札によりまして本工事の落札者が決定されましたので、仮契約を締結してございます。議会の議決が必要でございますので、提出をさせていただきます。1 枚はねていただきますと、参考資料を添付させていただいております。電子入札で 5 月 25 日に執行をいたしました。予定価格が税抜き 111,329,000 円、落札価格が税込み 118,800,000 円で、落札率が 98.81%でございます。1 枚はねていただきますと、開札の結果。もう 1 枚はねていただきますと、改修工事の概要を添付してございます。よろしくご審議のうえ、議決を賜りますようお願いをいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第52号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 開札結果を見ますと、また前回指摘したような入札結果が出ておまして、1社のみが予定価格以下で入札をして、他の会社は全て失格と、こうなっております。まことに競争が行われるというふうには読み取りにくいのですが、たとえば、これを予定価格も公表したらどうかと。そ

うすれば正しく、それぞれ競い合って、競争が行われて、こんな1社だけが予定価格を下回るということはなくなると思うのですが、ちょっと議題外にわたるかもしれませんが、ぜひその点についてのお考えを、お聞きしたいと思います。

副町長 今の入札の方法でございすけれども、今、設楽町でやっているものにつきましては、予定価格を事後公表という形でやらせていただいております。今、提案のありましたように、事前公表を行ってやる場合があります。ひとつ危惧するのは、予定価格を公表した場合に、うちのほうは予定価格をしっかり立てていきますけれども、その公表価格と業者の思うですね、価格とかなり乖離があった場合、その入札価格が高止まりするということもありますので、少し二の足を踏んだ部分もございました。若干、こういう結果は2回続くということもございすので、一度今言われたような事前公表を含めまして、検討をさせていただきたいと思います。

議長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第52号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第52号は、可決されました。

---

議長 日程第13、議案第53号「平成27年度設楽町一般会計補正予算(第2号)」から日程第19、議案第59号「平成27年度設楽町田口財産区特別会計補正予算(第1号)」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第53号「平成27年度設楽町一般会計補正予算(第2号)」、平成27年度設楽町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,018千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,052,700千円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。地方債の補正、第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。平成27年6月9日提出、設楽町長横

山光明。3ページをお開きいただきたいと思います。第2表 地方債の補正でございます。財務局との調整によりまして、起債の額の増減をいたしております。額につきましては御覧をいただきたいと思います。次に歳出からの説明をいたします。補正予算に関する説明書を御覧ください。5ページのほうをお開きいただきたいと思います。第1款第1項第1目議会費7節賃金でございます。平成27年の4月から議会事務局の体制を変更させていただきました。これに伴いまして、賃金の増加補正をお願いいたします。第2款総務費第1項3目電子計算費では、国からのマイナンバーに係る支出について、それぞれの特別会計に係るものは、特別会計で処理するよう指示がされたため、一般会計処理から特別会計に繰り出す対応をいたします。4目自治振興費ではイベント補助金の追加要望が2件あったために1,752千円を増額いたします。5目電気自動車充電スタンド保守メンテナンスの業務委託料の増額も補正をいたします。6ページ19節では3月臨時議会におきまして、地方再生戦略交付金対象事業としまして繰越明許の処理をした郡交通活性化協議会負担金、地方バス路線維持費補助金、そして情報ネットワーク特別会計繰出金につきまして、27年度当初予算にも計上されているため、減額の補正をいたします。第5項1目統計費では統計業務の追加交付がなされることに伴いまして、需用費の増額をいたします。第3款民生費の外出支援サービス事業委託、高齢者福祉タクシー運行補助金も、地域再生戦略交付金対象事業としまして26年度で繰越明許の処理をしたことによる減額補正でございます。第4款衛生費では簡易水道事業におきまして、国庫補助金の内示に伴いまして、減額分を過疎債借入で対応することに振替をいたしました。そのために繰出金の増額をいたします。第5款第1項農業費では、ジビエ活用施設整備事業補助金で、加工肉の中に金属混入を避けるため、県の補助金を受けまして、金属探知器を導入いたしますので、総事業費から県補助金を除いた半額を町費助成いたします。農地環境整備事業で、名倉川口地区の新規採択要望がございましたので、計画書の作成委託経費と、農道橋りょう点検調査業務におきまして、単価改正に伴い事業費の増額補正をいたします。15節工事請負費で、広域農道奥三河線の県補助事業採択がされましたので、法面工事に係る経費を計上いたします。第2項2目林業振興費では、森林組合の木材集出荷場搬入路が大型車進入に支障をきたしているということで、その改修費用の半額を助成いたします。15節工事請負費では、三七線、三都橋線、笹頭山線の法面改良事業に県補助の採択が決まっておりますので、増額をいたします。第7款土木費第2項3目道路改良費でダム関連事業の

笹平奴田小松線の潰れ地用地の登記委託、道路敷地の購入物件等移転補償経費を増額計上いたしました。18節備品購入費で、土木製図用パソコンが壊れたために新規購入する経費を計上いたしております。歳入の説明をいたします。戻っていただきまして、3ページのほうをお開きいただきたいと思っております。第15款第2項4目農林水産業費県費補助金につきましては、農道改良工事、林道改良工事の県事業採択に伴う増額補正となります。第3項1目総務費県委託金につきましては、商業統計、経済センサス調査交付金内示に伴う増額補正となります。第18款第2項基金繰入金につきましては、合併振興基金で財源対応をしていた事業のうち、地域再生戦略交付金で対応する事業の財源を減額いたします。財政調整基金につきましては、歳入歳出の調整のため増額をいたします。4ページ第20款第4項雑入では電気自動車普及のため設立されました合同会社、日本充電サービスからの支援金の補正をおこないます。第21款町債では、財務局との調整の結果、起債借入計画に基づき減額補正をいたします。続きまして、議案第54号「平成27年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、平成27年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ575千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ671,107千円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成27年6月9日提出、設楽町長横山光明。一番最後の4ページのほうをお開きいただきたいと思っております。歳出でございます。これは一般会計のほうでも御説明をさせていただきましてけれども、当初予算でマイナンバーにかかるシステム改修委託事業は、一般会計で計上しておりましたけれども、特別会計で支出するようにとの指示を受けまして、一般会計からの収入を受けまして、特別会計で支出するための支出を行うものでございます。歳入につきましては一般会計からの繰り入れという形で、歳入歳出をあわせてございます。続きまして、議案第55号「平成27年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、平成27年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,512千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ920,937千円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成27年6月9日提出、設楽町長横山光明。これにつきましても一番最後の

ページ4ページで歳出でございます。お開きください。これにつきましても、国保の会計で説明したとおりでございます。マイナンバーにかかる電算システムの改修委託費を特別会計で支出するように指示がございましたので、特別会計のほうの委託料を増やさせていただき、歳入で一般会計からの繰り入れを充当したという内容でございます。続きまして、議案第56号「平成27年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」、平成27年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ334千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ208,960千円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成27年6月9日提出、設楽町長横山光明。これにつきましても一番最後のページを御覧いただきたいと思えます。先ほどの2会計と同様で、マイナンバーにかかるシステム改修委託を特別会計で支出させていただきますので、その経費334千円を一般会計から繰り入れするという補正でございます。続きまして、議案第57号「平成27年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第1号）」、平成27年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。平成27年6月9日提出、設楽町長横山光明。歳出から説明をさせていただきます。5ページのほうをご覧いただきたいと思えます。補正予算の額につきましては、0円でございます。財源の内訳の校正をさせていただく補正でございます。国庫の支出金が決まってまいりました。その関係で、国庫の支出金の減額分を地方債と一般会計からの繰り入れで対応するという内容でございます。1枚前に戻っていただきますと、国庫補助金の減額、それから県費補助金の減額、それと一般会計の繰入金金の増額という形で補正をさせていただく。それから4ページのほうに簡易水道債の増額補正をさせていただくという補正を行うものでございます。続きまして、議案第58号「平成27年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第1号）」、平成27年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ79,494千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ255,571千円とする。2歳入歳

出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成27年6月9日提出、設楽町長横山光明。これにつきましても一番最後の歳出のほうを御覧いただきたい思います。4ページでございます。地方再生の戦略交付金の対象事業としまして、3月に平成26年度予算として補正いたしました。その額を先ほど繰越明許の計算書の時でも説明をいたしましたけれども、繰越明許の処理を行いましたので、平成27年度の予算の減額をさせていただくものでございます。補正予算額が79,494千円という形で減額をするものでございます。歳入につきましては、一般会計とそれからそれぞれの東栄町と豊根村からの受託金の減額をさせていただくという内容の補正をするものでございます。続きまして、議案第59号「平成27年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第1号）」、平成27年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,197千円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成27年6月9日提出、設楽町長横山光明。歳出から説明をさせていただきます。一番最後でございます。4ページでございます。田口学有林造成会の交付金として1,500千円を交付するという内容でございます。その財源としまして、財政調整基金からの繰入金で充てるという補正内容でございます。以上、補正の概略について説明をさせていただきました。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。議案第53号「平成27年度設楽町一般会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 5ページですが、電子計算費のマイナンバー制の問題ですが、これはシステムを書き換えることになると思うのですが、どんな書き換え事務、変更になるのでしょうか。それ1点。それともう1点、各特別会計でどうしてそれぞれ計上しなければならないのか。ということ、そういう指導がありましたということは聞きましたが、その理由についてお尋ねをします。

総務課長 基幹系のシステム、住民情報等のシステムですけど、そのシステムにそれぞれのシステムでマイナンバー対応できるように、その部分だけを改修する委託料であります。国の関係ですが、3月の補正の時に26年度分の特別会計の部分は3月補正で行いましたが、その時点前、たと

例えば12月くらいの段階では、まだその国からの指示等が届いていませんでしたので、当初予算には間に合わなかったです。で、今回補正予算とするものですが、我々の最初の考え方は、歳入と歳出を同じ土俵の中でやっていくべきだなという判断のもとで、歳入歳出を一般会計で行ってききましたけど、やはり特別会計という性質上それぞれの所定の改修委託については特別会計でやるべきだという指示でありましたので、3月補正及び今回の6月補正で、それぞれの特別会計に繰り出すような補正としたものであります。

10 田中 後段の説明はわかりましたが、前段のどういうふうに変更するのか。質問している意味わかりますか。何か書き換ええると思うのですが。どういうふうにかき換えるのでしょうか。

総務課長 非常に専門的な話になりますけど、要はマイナンバーの番号を、それぞれのシステムや、たとえば介護保険の特定の個人の情報のところにマイナンバーの番号と連携できるように改修するものであります。

議長 ほかに。

6 高森 今回の同じページの7ページの第5款の農林水産業費の19負担金のところにジビエ活用施設整備事業補助金、これさつきはつきり言われなかったのではわかりませんが、どのような金属防止の装置か設備なのでしょう。

産業課長 この施設につきましては昨年度、津具のほうにできた獣肉の加工処理場でございます。ここに金属の検出をする機械を付けるのに必要な費用につきましては、補助するものでございます。

議長 他にありませんか。よろしいですか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第53号は所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することにご異議がございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第53号を所管ごとに委員会に付託をします。

---

議長 議案第54号「平成27年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の質疑を行います。質疑はありますか。よろしいですか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第54号を、文教厚生委員会に付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 54 号を文教厚生委員会に付託をします。

---

議長 議案第 55 号「平成 27 年度設楽町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 55 号を、文教厚生委員会に付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 55 号を文教厚生委員会に付託をします。

---

議長 議案第 56 号「平成 27 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第 1 号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 56 号を、文教厚生委員会に付託することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 56 号を文教厚生委員会に付託をします。

---

議長 議案第 57 号「平成 27 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算(第 1 号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 57 号を、文教厚生委員会に付託することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 57 号を文教厚生委員会に付託をします。

---

議長 議案第 58 号「平成 27 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算(第 1 号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 58 号を、総務建設委員会に付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 58 号を総務建設委員会に付託します。

---

議長 議案第 59 号「平成 27 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第 59 号を、総務建設委員会に付託することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 59 号を総務建設委員会に付託をします。

---

議長 日程第 20、議案第 60 号「設楽町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 60 号「設楽町過疎地域自立促進計画の変更について」、設楽町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更する。平成 27 年 6 月 9 日提出、設楽町長横山光明。説明としまして過疎地域自立促進特別措置法第 6 条に規定により、過疎地域自立促進計画を変更するときは、議会の議決を経る必要がございますので、今回、計画変更を予定しておりますので、議会の議決をいただきたいと思います。詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

企画ダム対策課長 それでは、この計画変更について説明をさせていただきます。過疎地域自立促進特別措置法ということで、この法律に基づく設楽町過疎地域自立促進計画は、平成 22 年 9 月議会の議決を経て策定をされ、この平成 27 年度までの、議決年度を含め 6 年間の計画で、今年度が最終年度となります。今回はその計画を変更するため、策定時と同じように議会の議決を経て変更するため、この議会の議決を求めるものがあります。そもそも過疎地域自立促進特別措置法に基づく計画策定をしますのは、町に有利な過疎債を借り入れるための計画づくりと考えていただければわかりやすいと思います。この過疎債とは交付税措置といたしまして、元利償還金の 70%が基準財政需要額ということで、交付税として歳入をされております。また計画変更の議決要件としまして、新規削除を含めまして、計画事業量の 20%以上の増減ですとか、本文の変更がある場合には議決の必要があるということになっております。議案の次のページにある設楽町 12 とありますのは、設楽町の計画全体から見て 12 ページ目ということで、変更部分の章を抜粋したものであります。変

更内容は以下のとおりではございますけれども、主だったところとしまして、農地環境整備事業川口地区ですとか、名倉保育園の新築、田口小学校の大規模修繕などを追加していくものであります。詳細については設楽町 12 というページから設楽町 38 というページまでの赤字部分の修正したところであります。詳細について、細かく説明をするというよりも全体計画でこの過疎計画が最終年度でありますので、こういった変更をするという理解で御覧をいただきたいと思っております。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 60 号の質疑を行います。質疑はありますか。よろしいですか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 60 号を、総務建設委員会に付託することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 60 号を総務建設委員会に付託をします。

---

議長 日程第 21、発議第 1 号「特別委員会の設置について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

8 伊藤 発議第 1 号「特別委員会の設置について」、特別委員会を設置したいので、設楽町委員会条例第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により議会の議決をお願いするものです。名称は設楽ダム特別委員会、目的は設楽ダムについての研究調査、委員の定数は 6 人、期間は目的達成までです。提案者は設楽町議対議員伊藤武、賛成者設楽町議会議員田中邦利。以上です。提案の理由を説明します。設楽ダム事業は、昭和 48 年 11 月に愛知県から設楽町及び設楽町議会に対して、設楽ダム建設計画に基づく調査実施の申し入れと協力の要請がされて以来 36 年間の永きにおける協議の末に、「損失補償基準」及び「建設同意」に関する協定を平成 21 年 2 月に締結しました。これを受け、設楽ダム関連事業が順調に推移していくと思われた矢先、全国のダム事業について「再検証」が行われることになりました。設楽ダム事業に関しては、平成 22 年 11 月から平成 25 年 2 月まで「設楽ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場」が開催され、平成 26 年 4 月に国土交通大臣によって「継続」の決定がされました。こうした状況の中で設楽町議会としても、設楽ダム関連事業に関する専門的な調査研究と町の重点課題の一つである設楽ダム建設同意に係る確約事項が平成 21 年 2 月の「建設同意」に基づき着実に進められていくことの確約を行うため「設楽ダム対策特別委員会」の設置が必要と

考えます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

9 山口 冒頭、名称のところで設楽ダム対策特別委員会を設楽ダム特別委員会と対策が抜けておりましたけど、その確認をお願いいたします。

8 伊藤 失礼いたしました。抜けていました。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。発議第1号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。発議第1号「特別委員会の設置について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで、休憩としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。

議員の方は、委員会室までお集まりください。

---

休憩 午後3時20分

再開 午後3時30分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りをします。設楽ダム対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、3番金田敏行君、4番夏目忠昭君、7番熊谷勝君、8番伊藤武君、9番山口伸彦君、11番松下好延君を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。設楽ダム対策特別委員会の委員の方には、次の休憩中に委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果のご報告を願います。

お諮りします。ここで、休憩としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。

休憩 午後 3 時 31 分

再開 午後 3 時 42 分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

設楽ダム対策特別委員会における正副委員長の選任の報告がありましたので、報告をいたします。委員長に、9 番山口伸彦君、副委員長に、8 番伊藤武君が選任されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。本日は、これで散会とします。御苦労さまでした。

散会 午後 3 時 43 分